

令和元年度

整備主任者研修 法令研修

【北海道運輸局 地域教材】

目 次

はじめに. 「整備主任者」について	1
-------------------	---

(整備関係)

1. 自動車分解整備事業者の処分事例（全国（北海道内含む））及び 整備作業中の死亡事故事例（北海道管内）	2
2. タイヤ安全ニュース （平成31年3月 一般社団法人タイヤ協会 資料）	5

(保安基準、検査関係)

3. 自動車技術総合機構からのお知らせ （(独) 自動車技術総合機構北海道検査部 資料）	6
4. 自動車技術総合機構審査事務規程の第18～23次改正の概要 （(独) 自動車技術総合機構北海道検査部 資料）	17

(参考資料等)

5. スキャンツールの導入補助を開始 ～ 車載電子機器の故障や劣化の 把握をサポートする整備機器の導入を支援します ～ （令和元年7月12日 国土交通省）	59
6. 大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！ ～ 平成29年 度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて ～ （平成30年10月19日 国土交通省）	60

7. 軽二輪届出手続きの変更について (北海道運輸局 資料)	71
8. 外国人技能実習制度(自動車整備職種)の適正運用と実習生保護へ ～「自動車整備技能実習ガイドライン」の策定～ (平成30年8月3日 国土交通省)	73
9. 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の作動をビデオで解説します (平成31年4月16日 国土交通省)	74
10. 乗用車の衝突被害軽減ブレーキ認定結果を初めて公表します! ～ 8社152型式の衝突被害軽減ブレーキを認定～ (平成31年4月23日 国土交通省)	75
11. タカタ製エアバッグのリコール対象台数及び改修状況 (令和元年6月26日 国土交通省)	76
12. 点検又は整備料金に関する遵守事項について (パンフレット抜粋 消費者庁)	78
13. 北海道運輸局管内整備事業の現況(統計情報) (北海道運輸局 資料)	79
14. 自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表 (北海道運輸局 資料)	82
15. 重量税早見表 (北海道運輸局 資料)	83
お問い合わせ先一覧 (北海道運輸局 資料)	87

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場において分解整備を行う場合、分解整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車分解整備事業者の義務として規定されています。

そのため、分解整備と分解整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 分解整備の作業管理に関する業務
- ② 分解整備後のできばえ確認業務
- ③ 分解整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項・・・◎		
○	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適 ・ 否
○	2 分解整備記録簿（写し）は使用者に適切に交付されているか。	適 ・ 否
◎	3 分解整備記録簿は、2年間保存されているか。	適 ・ 否
◎	4 分解整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適 ・ 否
◎	5 分解整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適 ・ 否
◎	6 分解整備記録簿は確実に記載されているか。	適 ・ 否
□登録番号等、□分解整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離、 □整備主任者の氏名、□分解整備事業者名、住所、認証番号		
○	7 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適 ・ 否
◎	8 分解整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適 ・ 否
◎	9 分解整備後のできばえ確認業務	適 ・ 否

道路運送車両法施行規則(抜粋)

(自動車分解整備事業者の遵守事項)

第 62 条の 2 の 2 法第 91 条の 3 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (5) 事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第 91 条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。
- 2 自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から 15 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
 - (3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日
- 3 前項の届出書には、同項第 3 号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

自動車分解整備事業者の処分事例（全国）

< 事例1 > 自動車分解整備事業の停止（30日間）

【違反の概要】

平成30年5月、立ち入り監査をしたところ、初度登録年が平成10年8月31日以前でもすれ違い前照灯による検査をしていた車両が多くあった。検査員（代表者）に聴取したところ、全てすれ違い前照灯による検査の実施が必要と誤った認識であった。その後の特別監査では、完成検査場に駐車していたダンプのコボレーンが内側に傾斜しない構造だったため、検査員（代表者）に聴取したところ、保適交付後、工具へ傾斜しない構造とする作業指示をしたことを確認した。

また、完成検査時の車両写真を確認したところ、同じ物と思われる大型突入防止装置が他の車両へ取付けられており、検査員（代表者）に聴取したところ、事業者が所有する大型突入防止装置を取付けて納車した後、使用者がそれを取外して事業者へ返す行為をしていたことなど、次のとおり違反行為が確認された。

【違反事項】

- ・概算見積書の未交付
- ・整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備
- ・不正改造の実施
- ・不正改造の幫助

【指定事業者の処分】

- ・交付停止180日間

【検査員の処分】

- ・検査員の解任命令（1名）
- ・検査員の文書警告（1名）

< 事例2 > 自動車分解整備事業の停止（25日間）

【違反の概要】

無認証工場の元従業員から支局に対し、当該無認証工場が点検整備を行い認証工場の事業場にて不正に点検整備記録簿と点検整備済ステッカーを交付しているとの情報提供があり、同支局が警察署へ情報提供を行ったところ、県警本部から平成30年11月20日に無認証工場及び事業場へ家宅捜査を行うため同行するよう依頼があり、同日に併せて特別監査を実施したところ、事業場で自社の自動車に不正改造を実施したことが確認された。平成31年1月8日及び同年2月8日の特別監査において、認証を受けた作業場以外で分解整備を実施、分解整備記録簿の虚偽記載、分解整備記録簿の一部記載誤り、整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備、違反行為の要求、依頼及び対象とする自動車の種類以外を分解整備の違反が確認された。

平成31年2月25日の特別監査で、警察が押収し返却された書類について分解整備記録簿の一部記載誤りを確認した。

【違反事項】

- ・認証を受けた作業場以外で分解整備の実施
- ・分解整備記録簿の一部記載漏れ
- ・不正改造の実施（1台）
- ・整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備
- ・違反行為の幫助
- ・対象とする自動車の種類以外を分解整備

< 事例3 > 自動車分解整備事業の停止（10日間）

【違反の概要】

事業者から、法令違反があったとの申告があったことから、該当事業場に対し特別監査を実施した。

適合証を交付した車両について、当時の事業場管理責任者兼自動車検査員（以下、元管理者という。）が、自身の保有する二輪車について、自宅で点検整備を実施し、事業場において点検整備の全てを実施していないにもかかわらず指定整備記録簿を兼ねる分解整備記録簿を作成し、分解整備の統括管理を行っていない整備主任者に整備主任者欄へ記名するよう指示し、記名させた。

検査員は、元管理者から当該車両に係る完成検査を実施するよう指示があったため、完成検査を実施したが完成検査に際し、速度計の検査を実施していないにもかかわらず、元管理者から指定整備記録簿に検査結果を記載するよう指示があったため、当該行為が法令等に抵触するという認識はあったが、元管理者からの指示であったため断ることができず、指定整備記録簿に速度計の検査を行った旨の虚偽の記載をした後、適合証に保安基準に適合する旨の証明をした。

適合証交付代務者は、当該車両にかかる事案を知らされず適合証交付依頼があったため、関係書類の確認を行った後、適合証を交付した。

元管理者自らが上記の法令等に違反する行為を指示し行わせており、法令を遵守する体制でないことを確認した。

【違反事項】

- ・分解整備記録簿の虚偽記載
- ・整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備

【指定事業者の処分】

- ・保安基準適合証等の交付の停止（40日間）

【検査員の処分】

- ・検査員の解任命令（1名）

< 事例4 > 自動車分解整備事業の停止（10日間）

【違反の概要】

平成30年4月、三菱ロジスネクスト(株)が行った不適切な分解整備作業（未認証行為）から端を発し、各大特メーカーによる調査の結果、未認証行為及び認証工場において出張整備等が行われていたことが判明した。

当該事業場は、出張先での分解整備作業は無かったものの、認証を取得していない営業所から分解整備したフォークリフトの分解整備記録簿の作成依頼を受けて、当該事業場に車両が無いにもかかわらず実施したとする虚偽の分解整備記録簿を作成したことが確認された。

【違反事項】

- ・分解整備記録簿の虚偽記載
- ・整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備
- ・違反行為の幫助

自動車分解整備事業者の処分事例（北海道管内）

< 事例 > 自動車分解整備事業の停止（35日間）

【違反の概要】

カスタムカーイベントに参加していた車両の不正改造について、警察が当該自動車分解整備事業者の関与を疑い、捜査が進められていた。

警察からの依頼により、関係車両について支局が検査を実施、整備命令書を交付し、後日、当該事業場の整備主任者が道路運送車両法違反により逮捕された。

その後、特別監査を行い、不正改造の実施を確認した。

【違反事項】

- ・不正改造を実施したこと。（4台）
- ・整備主任者の分解整備等に関する統括管理に不備があったこと。

整備作業中の死亡事故事例（北海道管内）

< 事例 >

【事故の概要】

運転手から10トントラックの左後方ダブルタイヤ間に石が挟まったので取り除きたいと話があり、運転手が外側タイヤのナットを緩め隙間を作って石を取り除いた後に、工員が状態確認のためのぞき込んだところ内側タイヤが破裂して吹き飛ばされた衝撃で死亡した。

【推定原因】

タイヤの側面は、接地面に比べ強度が低く石が挟まり無理な力がかかった状態で走行すると、たわみが生じて細かな傷ができタイヤの破裂につながる場合がある。ナットを緩め作業を行ったことにより、タイヤにかかっていた圧力に変化が生じ傷が広がり、タイヤ破裂に至ったと思われる。

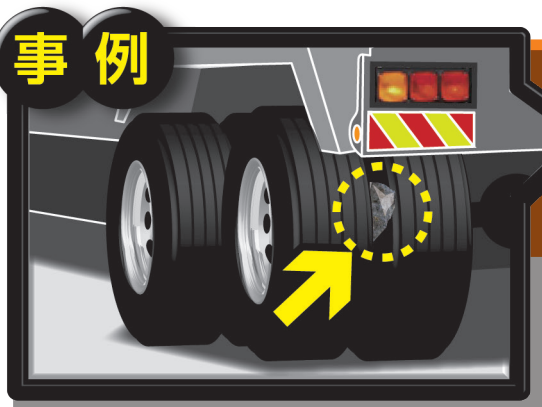
【再発防止策】

次ページのタイヤ整備作業注意情報中にある、石噛み除去の正しい手順を参考にし、タイヤ破裂に十分注意したうえで作業を行う。

タイヤ 整備作業 注意情報

事件事例を教訓に適正作業で
事故ゼロを目指しましょう!

事例



複輪間の石噛み除去後、 タイヤが破裂!

複輪間に噛み込んだ石を、**空気を抜かず**に取り除き、**サイド部にダメージ**を受けていたタイヤが破裂した事例があり、大変危険です。

石噛み除去の正しい手順 (作業時はヘルメットを着用してください。)

① 右図のように、噛み込んだ石(異物)等から最も離れた位置で作業者はジャッキアップする。

② 複輪内外のタイヤの空気をほぼ同時に抜く。

■ 同時に抜くのが困難な場合は、内側のタイヤから先に空気を抜く。

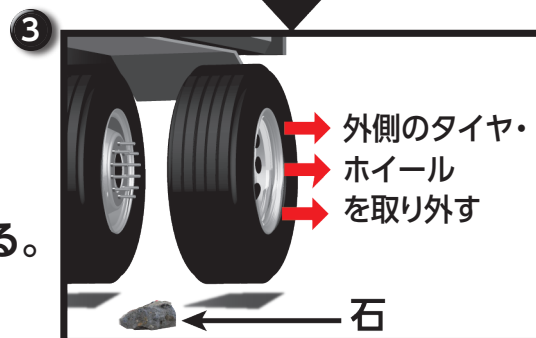
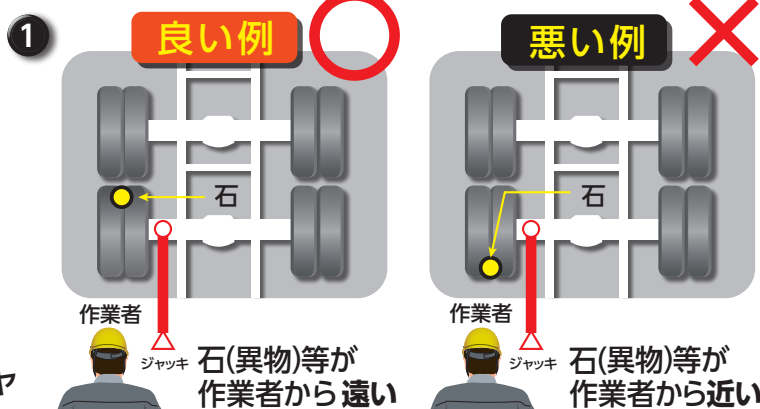
■ 空気を抜いている間、作業者はできるだけタイヤから離れる。

■ 内側のタイヤの空気が抜けたら、5分以上放置し、外側のタイヤが破裂しないことを確認し、外側のタイヤの空気を抜く。

③ 空気が抜けきった後、外側のタイヤ・ホイールを取り外し、噛み込んだ石(異物)等を取り除く。

④ 内側のタイヤ・ホイールを車両から取り外す。

⑤ 噛み込んだ石(異物)等によって、内側、外側それぞれのタイヤが損傷していないか確認する。損傷したタイヤは使用しない。



自身で損傷の有無を確認できない場合はタイヤ販売店等にご相談ください。

プレスリリース

平成30年7月19日

－ 審査事務規程の一部改正について（第18次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成30年7月19日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量3.5t以下の自動車に適用される「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されているJC08モード法又はWLTCモード法のいずれかとしていたところ、WLTCモード法のみとすることとします。[7-55]

新 型 車：平成30年10月1日～

：平成31年10月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車※）～

継続生産車：平成32年9月1日～

：平成33年9月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車）～

※車両総重量1.7tを超え3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

※WLTCモード法により型式を取得した車両は、自動車検査証に記載される排出ガス規制の識別記号の1桁目に3～6が使用されることとなります。例：3XX-100

- 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備える乗降口の踏段について、最下段の踏段の下部に追加で備えることができるものとして、施行日以降は自動車の製作された日を問わず、一定の要件に適合しなければならないこととします。※ [7-110, 8-110]

※該当する車両は施行日より適用となりますので、施行後の審査時から確認することとなります。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

審査事務規程の一部改正について（第 19 次改正）

改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正により、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）について以下の改正を行う。

- 別添 1（試験規程（TRIAS））の一部改正を行う。

- ・新規追加する試験項目

- TRIAS 44-R046(1-2)-01 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定規則第 46 号）

- ・一部改正する試験項目

- TRIAS 09-R142-01 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）

- TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）

- TRIAS 22(5)-R014-02 座席ベルト取付装置試験
（協定規則第 14 号（ISOFIX アンカ強度・取付位置））

- TRIAS 22(5)-R016-02 座席ベルト装置試験（協定規則第 16 号（ISOFIXCRS 搭載性））

- TRIAS 30-R041-02 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）

- TRIAS 31-J041(4)-02 ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード）

- TRIAS 44-R046(2)-02 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号）

- 別表 2（外国の試験機関）の一部改正を行う。

- ・UTAC の試験項目に「TRIAS 08-002-02 燃料消費率試験（WLTC モード）」及び「TRIAS 31-J042(4)-02 軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）」を追加する。

- ・試験結果を活用することができる外国の試験機関に印（ARAI（The Automotive Research Association of India））を追加するとともに、ARAI の試験項目に「TRIAS 31-J044(2)-01 二輪車排出ガス試験（WMTC モード）」を追加する。

参考

- 施行日：平成 30 年 10 月 16 日

- 関連法令等

- 【省令】

- ・道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

- 平成 28 年 6 月 18 日国土交通省令第 50 号

- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

- 平成 30 年 10 月 16 日国土交通省令第 80 号

- 【告示】

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

- 平成 28 年 6 月 18 日国土交通省告示第 826 号

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

- 平成 30 年 2 月 10 日国土交通省告示第 147 号

- 平成 30 年 10 月 16 日国土交通省告示第 1175 号

平成 31 年 2 月 15 日
独立行政法人自動車技術総合機構
交通安全環境研究所

審査事務規程の一部改正について（第 20 次改正）

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）について一部改正を行います。

1-1. 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【新規追加する試験項目（2 項目）】

- ・ TRIAS 17-R146-01 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（協定規則第 146 号）
- ・ TRIAS 22(5)-R145-01 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号）

【一部改正する試験項目（1 項目）】

- ・ TRIAS 30-R051-01 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第 51 号）

1-2. 別表 2（外国の試験機関）の一部改正を行います。

- ・ TÜV NORD 及び DEKRA の試験項目に「TRIAS 08-002-02 燃料消費率試験（WLTC モード）」及び「TRIAS 31-J042(4)-02 軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）」を追加します。

2. 関連する法令等

【省令】

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 30 年 7 月 19 日国土交通省令第 59 号）
- ・ 装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年 12 月 28 日国土交通省令第 94 号）

【告示】

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 7 月 19 日国土交通省告示第 945 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 12 月 28 日国土交通省告示第 1395 号）

3. 施行日

平成 31 年 2 月 15 日

プレスリリース
平成31年2月28日

－ 審査事務規程の一部改正について（第21次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成31年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○ 二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法 [7-62, 8-62, 7-63, 8-63]

協定規則第98号（放電灯式前照灯）、第112号（非対称配光型前照灯）及び第113号（対称配光型前照灯）において、二輪自動車等の前照灯に関するすれ違い用前照灯が協定規則の主な要件となっていることを踏まえ、現在の走行用前照灯による審査方法から協定規則の要件を考慮したすれ違い用前照灯による審査方法へと変更します。

またこれに際し、現在使用している走行用前照灯試験機を用いてすれ違い用前照灯の審査を手動で行なえるよう審査方法を定めます。

なお、すれ違い用前照灯による審査方法に対応した前照灯試験機の体制整備が整うまでの当分の間、走行用前照灯（従前）による審査でもよいこととします。

○ 自動車の用途等の変更に伴う技術基準等の適合性書面審査 [別添2]

新規検査※、予備検査※及び構造等変更検査において、自動車の用途（乗車定員、車両総重量、自動車の種別）の変更を行うことにより当該自動車に係る保安基準の適用が異なり改めて保安基準の審査が必要となる場合には、検査に先立って、受検予定の事務所等に事前に申請者から必要な書面の提出を義務付け、審査を行うこととします。

また、当該申請を行う自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について検査の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって他の車両の検査の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

※新車に係るものは実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの
- ② 平成32年7月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

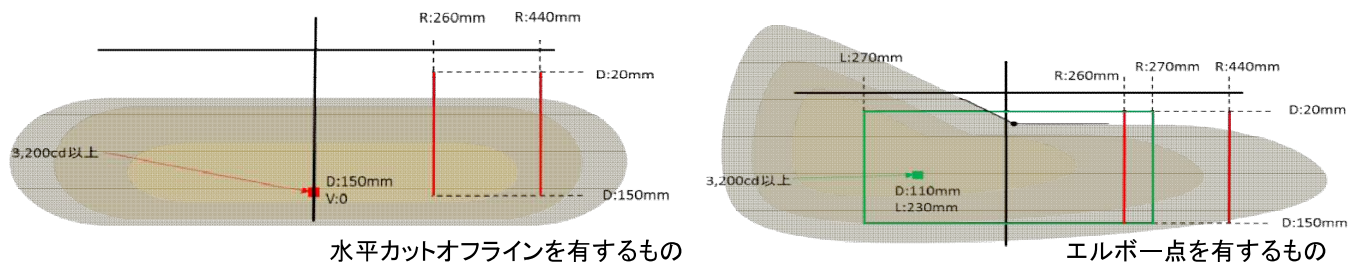
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボ一点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



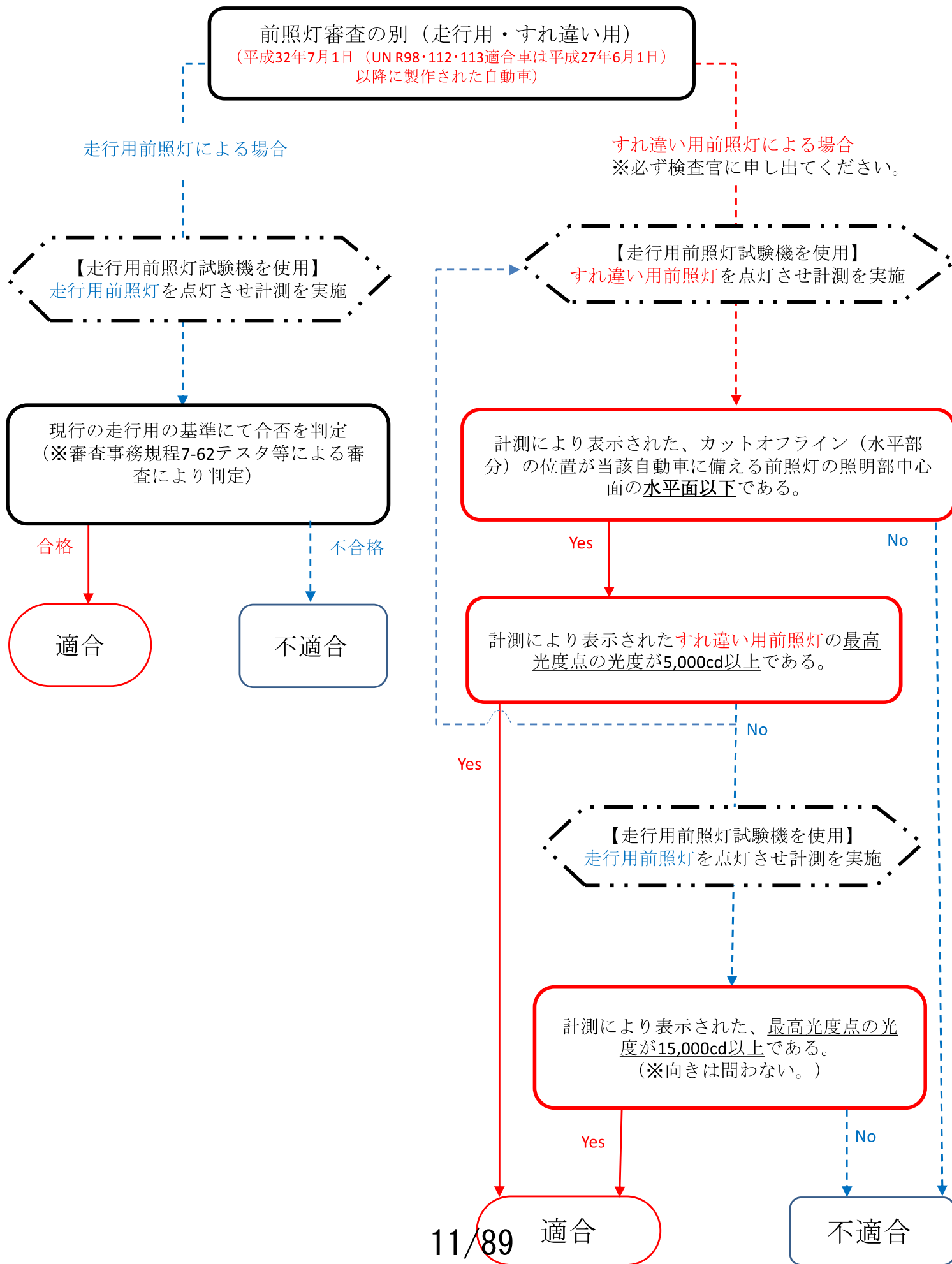
◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



使用過程車に係る事前提出書面 審査の一部拡大について

<貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。>

【概要】

使用過程車に係る検査※1において、自動車の用途等の変更※2により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を平成31年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ① 用途（貨物 ⇄ 乗用 ⇄ 乗合）
- ② 乗車定員（乗車定員9人以下 ⇄ 10人以上 等）
- ③ 車両総重量（車両総重量が3.5t以下 ⇄ 3.5tを超え12.0t以下 ⇄ 12.0tを超える貨物自動車 等）
- ④ 自動車の種別の変更（軽 ⇒ 小型 等）

※3 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology
告示期限 年 月 日

平成 31 年 4 月 15 日
独立行政法人 自動車技術総合機構
交通安全環境研究所

審査事務規程（交通研部分）の一部改正等について

1. 背景

- (1) 国連 1958 年協定に付属する規則第 0 号（国際的な車両認証制度（IWVTA）に関する手続き等を定めた国際規則：UNR0）が成立したことを踏まえ、国土交通省では共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）及び関連通達が制定・改正されました。

（IWVTA の概要）

- ・ 47 の UN 規則（装置認可）により構成
- ・ 旧基準に基づく装置認可を含む場合であっても IWVTA 認可証を発行可能
- ・ 装置認可の構成内容により、U-IWVTA（47 装置全てが最新基準に基づく装置認可）及び L-IWVTA（U-IWVTA 以外）に分類
- ・ 国内制度上は、U-IWVTA 及び L-IWVTA の一部（最新基準に基づく装置認可のみの場合）には道路運送車両法第 75 条の 2 に基づく「型式指定」、それ以外には共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領（通達）に基づく「型式証明」が与えられる。

- (2) 事故自動緊急警報装置（R144）及び原動機の出力装置（R85）に係る協定規則が日本において採用されたことを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等が一部改正されました。

2. 概要

【型式指定制度関連及び細目告示改正関連】

- (1) 審査事務規程（平成 28 年規程第 2 号）の一部改正

審査事務規程上に IWVTA に係る審査を位置付けるとともに、新規採用規則に係る審査に対応するため、以下の改正を行います。

- ・ 2-2（審査の実施方法）に共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領（平成 31 年 3 月 29 日年国自審第 2109 号）を追加
- ・ 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正（新規追加する試験項目（2 項目））

TRIAS 08-R085-01 原動機の出力装置試験（協定規則第 85 号）

TRIAS 43(8)-R144-01 事故自動緊急通報装置試験（協定規則第 144 号）

（一部改正する試験項目（2 項目））

TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）

TRIAS 43(7)-R138-02 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）

【型式証明制度関連】

(2) 共通構造部（IWVTA）型式証明審査取扱規程（機構規程）を制定します。

型式証明に係る審査の事務手続きについて定めます。

- ・ 申請メーカーと審査実施に係る契約の締結（申請ごと又は年度ごとの包括契約）
- ・ 証明審査計画書の作成（申請（依頼）ごとに依頼者と合意）
- ・ 証明審査、同一性確認試験の実施
- ・ 手数料の請求
- ・ 依頼者への試験成績書の通知
- ・ 国土交通省への証明審査結果の通知

3. スケジュール

施行日及び国土交通大臣への届出日：平成 31 年 4 月 15 日

（参考）関連する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 59 号）
- ・ 装置型式指定規則及び共通構造部型式指定規則の一部を改正する省令（平成 31 年国土交通省令第 16 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年国土交通省告示第 945 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（平成 31 年国土交通省告示第 465 号）
- ・ 共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領（平成 31 年 3 月 29 日国自審第 2109 号）

プレスリリース
令和元年5月10日

－ 審査事務規程の一部改正について（第23次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年5月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第174回及び第175回会合関係]

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付位置に関し、細目告示別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第146号の技術的な要件を適用することとします。[7-24]

対象車：平成31年1月2日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

- その他、協定規則の改訂に伴う改正を行います。

[中央環境審議会第13次答申関係]

- 自動車の排出ガス規制について、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車についてはPM排出量規制を導入します。

また、ガソリンを燃料とする二輪自動車について、モード走行に係る排出ガス規制値及びアイドリングに係る規制値を強化します。[6-55、7-55]

対象車：令和2年12月1日以降の新型車

令和4年11月1日以降の継続生産車

[騒音防止装置関係]

- 平成28年騒音規制が適用される使用の過程にある四輪自動車の騒音規制値の変更

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないことを確認する相対値規制を適用します。[7-53、8-53]

※二輪自動車については、審査事務規程第16次改正時に同様の改正を実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

15/89

並行輸入自動車にかかる 届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和元年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式）の様式が変わります。
 - 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 届出書の騒音防止装置欄に記載する「性能確認」欄及び「消音器の表示」欄に新たな項目を追加します。
 - 「消音器の表示」欄の「表示なし（純正品から変更なし）」が選択できる自動車は、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者の資料等により確認できる場合に限られておりますのでご注意ください。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

16/89



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology
揭示期限 令和2年5月10日

—審査事務規程第18次改正—（抜粋）平成30年7月19日

審査に必要な書類の明確化(4-12-2)

4-12-2 審査に必要な書面

(1)～(9) (略)

(10)適用する基準の判断資料

自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあっては、当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出を求め審査するものとする。

特種用途自動車に適用する基準の判断方法の明確化(4-16)

4-16 特種用途自動車の審査

4-16-1 規定の適用

(1) (略)

(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。

① (略)

② 対象となる規定

ア～イ(略)

ウ 6-15,7-15,8-15 トラック・バスの制動装置の規定のうち衝突被害軽減制動
制御装置

エ～ケ(略)

(3) (略)

FMVSS101を適合するものとして追加し、併せて表を変更(7-12, 8-12)

7-12 操縦装置

7-12-1 性能要件

7-12-1-1 (略)




7-12-1-2 書面等による審査

(1) 自動車(7-12-1-1(1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2

項関係)

- ① 7-12-1-1(1)に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UNR121-01-S2の5.に適合すること。なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。
- ②(略)
- ③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあつては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UNR121-01-S2の5.に適合すること。
- ④(略)
- ⑤ 次に掲げる書面等により、UNR121-01-S2の5.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあつては、①から④までの基準に適合するものとする。
ア～ウ(略)

表1

識別対象装置	識別表示(注17)	照明(注19)	色
すれ違い用前照灯(点灯)の操作装置	 (注4、注10及び注20)	不要	—
走行用前照灯(点灯)の操作装置	 (注10及び注20)	不要	—
方向指示器の操作装置	 (注1及び注20)	不要	—
窓ふき器の操作装置	 ※Wiper 又は Wipe	要	—
洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer 又は Wash	要	—
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置	 ※ Washer-Wiper 又は Wash-Wipe	要	—























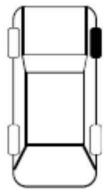

デフロスタの操作装置	 ※Defrost、Defog 又は Def	要	—
警音器の操作装置	 ※Horn	不要	—
チョークの操作装置	 ※Choke	不要	—
(略)	(略)	(略)	(略)

表 2

識別対象装置	識別表示(注 17)	照明(注 19)	色
複数の灯火装置の操作装置	 ※Lights (注 20)	不要	—
複数の灯火装置のテルテール(注 9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
非常点滅表示灯の操作装置	 ※Hazard (注 20)	要	—
非常点滅表示灯のテルテール(注 2)		—	赤
前部霧灯の操作装置	 (注 20)	不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置	 (注 20)	不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄

燃料タンク（残量）のテルテール	 又は  ※Fuel (注 15)	—	黄
燃料タンク（残量）のインジケータ		要	—
エンジンオイル（圧力）のテルテール	 ※Oil (注 3 及び注 15)	—	赤
エンジンオイル（圧力）のインジケータ		要	—
冷却水（温度）のテルテール	 ※Temp (注 3 及び注 15)	—	赤
冷却水（温度）のインジケータ		要	—
バッテリー及び充電システムのテルテール	 ※Volts、Charge 又は Amp (注 15)	—	赤
バッテリー及び充電システムのインジケータ		要	—
(略)	(略)	(略)	(略)
後部デフロスタの操作装置	 ※ Rear Defrost、Rear Defog、Rear Def 又は R- Def	要	—
後部デフロスタのテルテール		—	黄
車幅灯の操作装置	 ※ Maker Lamps 又は MRLps (注 4、注 15 及び 注 20)	不要	—
車幅灯のテルテール（注 9）		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)

座席ベルトのテルテール	 又は  ※Fasten Belts 又は Fasten Seat Belts (注15 及び注21)	—	赤
(略)	(略)	(略)	(略)
制動装置 (異常) のテルテール	 ※Brake	—	黄又は赤
アンチロックブレーキシステム (異常) のテルテール	 ※ AntiLock 、 Anti-Lock 又は ABS (注6)	—	黄
駐車制動装置のテルテール	 ※Park 又は Parking Brake (注6)	—	赤
(略)	(略)	(略)	(略)
原動機 (予熱) のテルテール		—	黄
チョークのテルテール		—	二
(略)	(略)	(略)	(略)

ブレーキライニング（摩耗）の テルテール	 ※ <u>Brake Wear</u> (注 6)	—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)
送風装置の操作装置	 ※ <u>Fan</u> (注 20)	要	—
(略)	(略)	(略)	(略)
タイヤ（空気圧異常）及びその空 気圧異常を検知する装置（異常） のテルテール	 ※ <u>TPMS 又は Low Tire</u> (注 13)	—	黄
タイヤ（空気圧異常位置）及びそ の空気圧異常を検知する装置（異 常位置）のテルテール	 ※ <u>Low Tire</u> (注 13 及び注 14)	—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)
横滑り防止装置（作動停止）の操 作装置	 又は ESC OFF、VSF OFF 若しくは EVSC OFF (注 14、注 18 及び注 20)	要	—
横滑り防止装置（作動停止）のテ ルテール		—	黄

注1～注15(略)

注16 始動装置の操作装置及び停止装置は、同一のものとする事ができる。また、始動装置の操作装置の識別表示にあつては「START」と、停止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」と、それぞれ補足してよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあつては「START」又は「Engine Start」に、停止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」又は「Engine Stop」にそれぞれ代えることができる。

なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。

注17(略)

注18 「OFF」の文字は、記号上又はその付近に配置することができる。

注19 かじ取装置に備える操作装置その他の操作装置にあつては、点灯することを要しない。

注20 各記号の枠で囲われた部分は、塗り潰して表示することができる。

注21 前列を除く座席に備える座席ベルトのテルテールの識別表示及び色は、表中識別表示欄又は色欄に掲げる識別表示又は色以外の識別表示又は色で表示してもよい。

※ FMVSS 101 に基づくものを示す。

なお、表中識別表示欄に掲げる文字による識別表示は、大文字又は小文字による表示とすることができる。

(2)～(3) (略)

(4) FMVSS 101 に適合する操作装置は、(3)③に定める「これに準ずる性能を有する操作装置」とする。

JC08及びWLTPからWLTPのみへの変更に伴う変更(7-55)

7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-55-1 性能要件

7-55-1-1 テスタ等による審査

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

①(略)

[軽油、光吸収係数規制]

② 軽油を燃料とする自動車であつて次に掲げるものは、光吸収係数が 0.50m^{-1} を超えないも

のであること。

この場合において、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第20号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)

ア 普通自動車及び小型自動車であって車両総重量3.5t 以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員9 人以下の自動車

イ 普通自動車及び小型自動車のうち車両総重量3.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員9 人以下の自動車を除く。)であって使用の過程にあるもの又は7-55-1-2

(3)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第28条第84 項関係)

ウ(略)

[軽油、黒煙汚染度規制(従前規定)]

③(略)

7-55-1-2 書面等による審査

(1)自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2 項関係、細目告示第41 条第1 項関係、細目告示第119 条第1 項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超]

①(略)

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係)

(削除)

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007
イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007
ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009
エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007

[軽油、3.5t 超]

③(略)

[軽油、3.5t 以下]

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係)

(削除)

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009
イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009

ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	0.88	0.37	0.36	0.013
---	------	------	------	-------

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 超]

⑤(略)

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 以下]

⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をg で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をg に換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41 条第1 項第12号関係、細目告示第119 条第1 項第6 号関係)

(削除)

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
エ 軽自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009

⑦～⑨(略)

(2)(略)

測定ポイントの明確化(7-85、8-85)

7-85 補助制動灯

7-85-1～7-85-2(略)

7-85-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等
その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
(保安基準第39条の2第3項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯
火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第57条第2項
関係、細目告示第135条第3項関係)

①(略)

② 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上850mm 以上又は後面ガラスの最下
端の取付部(これに相当する部分を含む。)の下方150mm より上方であって、制動灯
の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取付けられていること。

③～⑨(略)

(2)(略)

UN R110で認められている自動車の後面に貼付する白色反射物を制限事項から除くものとい
て追加(7-92、8-92)

7-92 その他の灯火等の制限

7-92-1 装備要件

自動車には、7-62 から7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等に
より他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。

(保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係)

(1)～(6)(略)

(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の
色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。

この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、か
つ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動
車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-02-S1 の18.1.8.1.から18.1.8.3.までに掲
げるものにあつては、この基準に適合するものとする。(細目告示第62条第8項関係、細目
告示第140条第8項)

(8)～(12)(略)

最下段の下部に追加で備えるステップについて(7-110)

7-110 旅客自動車運送事業用自動車

7-110-1 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第77条第2項関係、細目告示第155条第2項関係)

① (略)

② 乗降口の踏段(幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。)は、その有効奥行300mm以上であること。

ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち350mm以上の部分についてその有効奥行が300mm(次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm)以上であればよい。

また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、その有効奥行きが200mm以上であればよい。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上450mm以下であること。

イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

③～⑤ (略)

(3) (略)

(4) 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5t以下のものは、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第77条第4項関係、細目告示第155条第4項関係)

① 乗降口の踏段(幼児専用車に備えるものを除く。)の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みは、次の表に掲げる踏段の種類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段及び次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、この限りでない。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上430mm(車高調整装置を備えた自動車にあつては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380mm)以下であること。

イ 有効奥行が200mm以上であること。

ウ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

表(略)

注1～注3(略)

図(略)

②(略)

LPG及びCNGの自動車に表示するラベルについて、反射するものを追加(8-24)

8-24 高圧ガスの燃料装置

8-24-1 性能要件

8-24-1-1 視認等による審査

(1)(略)

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係)

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア)～(ウ)(略)

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号)第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S3の7.1.1.2.に適合するもの。

(オ)(略)

イ(略)

②～⑨(略)

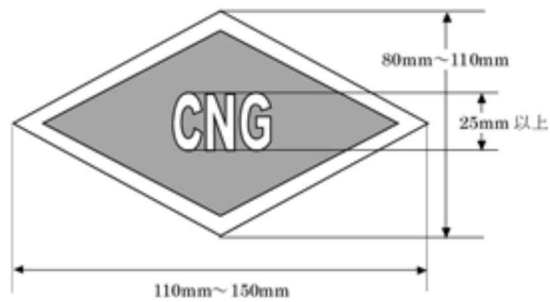
(3)～(4)(略)

(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第5項関係)

①～③(略)

④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあつては、自動車の前面、後面及び左側(左ハンドルにあつては右側)のドアの外側に次の表示を備えること。

[表示]



備考

(1) 色彩は、縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。

(2)～(3) (略)

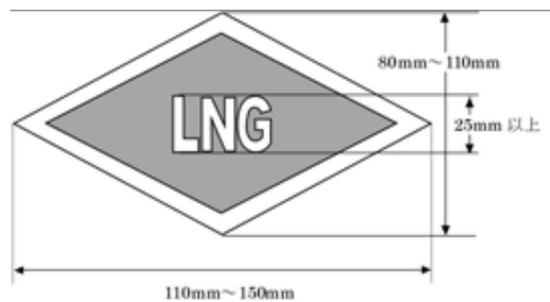
⑤～⑦(略)

(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係)

①～③(略)

④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあつては、自動車の前面、後面及び左側(左ハンドルにあつては右側)のドアの外側に次の表示を備えること。

[表示]



備考

(1) 色彩は、縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。

(2)～(3) (略)

⑤～⑦(略)

第1号様式(その1)の訂正方法について、欄外右上に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名をすることにより、届出者又は届出責任者の責任において訂正をすることができることを明確化(別添1)

附則1

当日提出書面の審査
(事前届出対象自動車以外の自動車)

1.～3.(略)

4. 届出書等の記載要領等

4.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))

(1)～(10)(略)

(11)訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。

なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合であつて、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。

(記載例)型式・類別(類別区分番号)欄訂正 1字削除1字加入

(12)(略)

4.2.～4.15.(略)

5.～6.(略)

様式の変更等(別添3)

別添3(4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1.～5.(略)

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

6.1.(略)

6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式)

全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。

6.2.1.～6.2.4.(略)

6.2.5. 「並行輸入自動車の区分」欄

「指定自動車等と関連」又は「不明」のいずれかに○印が付されているとともに、「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあつては、該当する指定自動車等の型式が記載されていること。

6.2.6. 「指定自動車等との相違点」欄

「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあつては、該当する指定自動車等の構造・装置の相違点の有無について、いずれかに○印が付されているとともに、相違している構造・装置が明確に記載されていること。

6.2.7.～6.2.11.(略)

6.3.～6.11.(略)

6.12. 技術基準等への適合性を証する書面

6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類

(1)～(3) (略)

(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第1の規定(「◇現車審査時において」の記載部分に限る。)により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものについては、当該技術基準等に係る(1)の書面を省略することができる。

6.12.2.～6.12.3. (略)

6.13.～6.14. (略)

6.15. 最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書

本則7-6-1(3)②又は③の規定に適合していることが確認できるものであること。

ただし、本則7-6-1(5)に掲げる自動車にあつては、書面を省略することができる。

6.16. (略)

7.～9. (略)

被牽引車の制動装置の改造内容の追加(別添4)

別添4

改造自動車審査要領

1.～11. (略)

別表第1(別添4の3.(1)関係)

改造自動車の届出の必要な範囲

届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	改造の内容及び事例の留意すべき事項
(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 制動装置 制動装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	① 制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ ・内部拡張式⇔外部収縮式 ・油圧式⇔空気式 ・主制動装置なし⇔制動装置あり	ディスク式駐車ブレーキ⇔ドラム式駐車ブレーキ ディスク式主ブレーキ⇔ドラム式主ブレーキ 被牽引自動車の車両総重量の増加に伴う慣性制動装置の装着	次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。 ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧(空気圧)弁等を変更したもの
(略)	(略)	(略)	(略)

附則(平成30年7月19日規程第3号)

- この規程は、平成30年7月19日から施行する。
- 平成30年9月30日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添3「並行輸入自動車審査要領」の第1号様式にかかわらず、平成30年7月19日付け規程第3号による改正前の別添3「並行輸入自動車審査要領」の第1号様式及び第4号様式とすることができる。

—審査事務規程第19次改正—（抜粋）平成30年10月16日

自動車の型式の指定等関係の改正

—審査事務規程第20次改正—（抜粋）平成31年2月15日

自動車の型式の指定等関係の改正

—審査事務規程第21次改正—（抜粋）平成31年4月1日

特種用途自動車の判断方法の追加(4-16)

4-16 特種用途自動車の審査

4-16-1 規定の適用

(1)～(2) (略)

(3) 指定自動車等を架装した乗車定員10人以下の特種用途自動車であつて、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員が10人以上であり、かつ、(1)により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であつて諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員のもの」として規定の適用を判断することができる。

協定規則の取込みによる、走行用前照灯の審査車両に係る改正(7-62、8-62)

7-62 走行用前照灯

7-62-1 (略)

7-62-2 性能要件

7-62-2-1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び③後段に規定する審査方法によることができる。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第2項及び第3項関係、細目告示第120条第2項関係)

① 走行用前照灯(最高速度20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。)は、その全てを照射したときに、夜間にその前方100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの計測の条件により計測(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測)し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するもの

とする。(細目告示第120 条第2 項第1 号)

ア～イ(略)

②(略)

③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いて①アの各号により自動車を計測したとき(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき)に、走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点が、前方10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。目告示第120 条第3 項第4 号関係)

(参考図)(略)

7-62-2-2(略)

7-62-3(略)

協定規則の取込みにより、審査方法の新設、暫定的な審査方法の新設(7-63、8-63)
--

7-63 すれ違い用前照灯

7-63-1(略)

7-63-2 性能要件

7-63-2-1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は7-62-2-1 後段の規定の適用を受けた自動車であって、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準

に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係)

- ① すれ違い用前照灯(その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。)は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車以外の自動車にあつては、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてア(ア)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

また、前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第6項関係)

ア(略)

イ 計測値の判定

(ア)前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができる場合

- a カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。)

(a)～(b)(略)

(参考図)(略)

- b カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。)

(a)カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方1.5°及び右方2.5°の鉛直面が交わる2つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.11°及び下方0.86°の平面に挟まれた範囲内、又は、前方10mの位置において、カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方260mm及び右方440mmの直線が交わる2つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方20mm及び下方150mmの直線に挟まれた範囲内にあること。

ただし、エルボ一点を有するものにあつては、その位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.11°及び下方0.86°の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行

な鉛直面」より左右にそれぞれ1.55° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方20mm 及び下方150mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ270mm の直線に囲まれた範囲内にあるものであればよい。

(b)エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.86° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置、又は、前方10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方150mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき3,200cd 以上であること。

ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、カットオフラインの位置は(a)の条件を満たすが光度が3,200cd 未滿となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.53° 及び下方1.19° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.00° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方90mm 及び下方210mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ180mm の直線に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき3,200cd 以上であればよい。(c)エルボ一点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.60° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方1.30° の鉛直面が交わる位置、又は、前方10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方110mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方230mm の直線が交わる位置において、1 灯につき3,200cd 以上であること。

ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、エルボ一点又はカットオフラインの位置は(a)の条件を満たすが光度が3,200cd 未滿となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.27° 及び下方0.93° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30° 及び左方2.30° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方50mm 及び下方

160mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方50mm 及び左方400mm の直線に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき3,200cd 以上であればよい。

(参考図)二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値〔①イ(ア)b(a)、(b)及び(c)関係〕

c(略)

(イ) 前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合

a カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。)

(a)～(b) (略)

b カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる(a)又は(b)及び(c)の要件を満たすもの。(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。)

(a) 走行用前照灯が7-62 に適合するもの。

(b) すれ違い用前照灯をスクリーン(試験機に附属のものを含む。)、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。

(c) (ア)b(b)又は(ア)b(c)に規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1 灯につき、5,000cd 以上であること。

この場合において、5,000cd 未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。

・ 7-62-2-1 により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき、15,000cd 以上であるもの

c カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。)

(a)～(b) (略)

(参考図) (略)

使用過程車のうち、車両カテゴリを変更する自動車の取扱いを追加(別添2)

別添2

新規検査等提出書面審査要領

1. (略)

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 「個別届出自動車」とは、4.(1)又は(3)の自動車をいう。

(3) 「代表届出自動車」とは、4.(2)又は(4)の自動車をいう。

(4)～(5) (略)

3. 附則の適用

自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。

①～② (略)

③ 事前届出対象自動車のうち、4.(3)又は(4)の自動車

附則3 事前提出書面の審査(使用の過程にある自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車))

④ 事前届出対象自動車のうち、4.(5)の自動車

附則4 事前提出書面の審査(特定の被牽引自動車)

4. 事前届出対象自動車

本則1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

(1) 技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車)

新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請をおこなう指定自動車等であつて、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限る。)に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

①～⑤ (略)

⑥ 構造・装置の変更等が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合

(2) (略)

(3) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。)(個別届出自動車)

次の①又は②に掲げる自動車であつて、使用の過程にある自動車及び法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。

- ① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める牽引自動車をいう。

表(略)

- ② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等((1)の表に掲げるもの。)の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)。

ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更((ア)から(カ)の別)

(ア)乗車定員9人以下の乗用自動車

(イ)乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0t以下の乗用自動車

(ウ)乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0tを超える乗用自動車

(エ)車両総重量が3.5t以下の貨物自動車

(オ)車両総重量が3.5tを超え12.0t以下の貨物自動車

(カ)車両総重量が12.0tを超える貨物自動車

イ 乗車定員の変更(11人以上、10人の別)

ウ 自動車の種別の変更(普通、小型、軽の別)

- (4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。)(代表届出自動車)

(3)の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(5)(略)

5.(略)

附則(平成31年2月28日規程第17号)

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2. 平成31年9月30日以前に審査する自動車については、7-62、7-63、8-62及び8-63の規定にかかわらず、平成31年2月28日付け規程第17号による改正前の7-62、7-63、8-62及び8-63の規定によることができる。
3. 平成31年9月30日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、平成31年2月28日付け規程第17号による改正前の別添2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。

—審査事務規程第22次改正—（抜粋）平成31年4月15日

自動車の型式の指定等関係の改正

—審査事務規程第23次改正—（抜粋）令和元年5月10日

技術基準等を証する書面の提出が必要な検査の追加(4-7-1)

4-7 審査の実施方法等

4-7-1 審査の実施方法

(1) (略)

(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第12項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)

①～④(略)

(3)～(5)(略)

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正に伴う変更
幅広貨物輸送用トレーラの記載方法について新設(5-3)

5-3 審査結果通知情報

5-3-1～5-3-8(略)

5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量

(1)～(9)(略)

(10) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被牽引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物(以下「幅広貨物」という。)を輸送することに関する基準緩和認定(以下「幅広貨物基準緩和認定」という。)を受けたものについては、次の①から②までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。

① 最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を通知する。

② 備考欄に幅広貨物輸送時の最大積載量及び車両総重量を通知する。

(11) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被牽引自動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。

- ① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ通知する。
- ② 備考欄にスタンションを外した幅広貨物輸送時の最大積載量及び車両総重量を通知する。
- ③ 備考欄記載事項として括弧の趣旨の説明を通知する。

5-3-13 総排気量又は定格出力

総排気量又は定格出力は、次によるものとする。

- ① (略)
- ② 定格出力は、単位をkW とし、小数第2 位(小数第3 位切り捨て)まで通知するものとする。
ただし、小数第2 位が不明なものにあつては、小数第2 位に「0」を通知する。

軸重通知方法の明確化(5-3-14)

5-3-14 軸重

軸重は、7-5-1(5)により計測した数値を通知するものとする。

この場合において、車軸間距離にかかわらず、2 以上の車軸を有している場合(車両中心線に直交する直線上に独立した軸を有している場合は、1 軸とする。)にあつては、現に有している車軸毎に通知するものとする。

作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、例1 により当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。

車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても例2 により備考欄記載事項として通知するものとする。

4 軸を超える自動車にあつては、例3 により、第5 軸以降の軸重は備考欄記載事項として通知するものとする。

側車付二輪自動車のうち、サイドカー型にあつては、例4 により、側車輪を後前軸重として通知するものとする。

(例1)～(例3) (略)

(例4)側車付二輪自動車(サイドカー型)

(軸の配置)

←車両前方

① ② ③ ④
(前前軸) (側車輪) (側車輪) (後後軸)

協定規則のサブリメント改正に伴う変更(6-53)

6-53 騒音防止装置

7-53 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する

ものでなければならない。

(1) (略)

(2) 二輪自動車(平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。))を除く。))は、UNR41-04-S6(令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であつてもよい。))の6.(6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であつてもよい。))に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。

(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。))は、UN R51-03-S4の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。))に定める基準に適合する構造であること。

ただし、UN R51-03-S4の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。

なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。))の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。

ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(適用関係告示第27条第28項関係)

①～③(略)

(4) (略)

(5) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。))は(3)の規定中UN R51-03-S4をUN R51-03-S2に読み替えることができる。(適用関係告示第27条第32項関係)

① 平成30年10月15日以前に製作された自動車

② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

ア 平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車

認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
ウ 令和2年4月16日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取
扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつ
て、令和2年4月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別
取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車か
ら、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構
造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の
基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能に
ついて変更がないものに限る。)

③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証
(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日又は自動車
 検査証等の発行日が令和2年4月15日以前のもの

(6) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車
を除く。)は(3)の規定中フェーズ2をフェーズ1に読み替えることができる。

ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自
動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が
660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3m
から1.5mまでの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであつて、後
輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S4の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走
行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)

① 平成28年9月30日以前に製作された自動車

② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のう
ち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31
日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの

ア 令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質
量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前の型式
指定自動車及び新型届出自動車

イ 令和2年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質
量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年9月1日)以降の型式指
定自動車及び新型届出自動車であつて、令和2年8月31日(貨物の運送の用に
供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつ
ては令和4年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、
車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適
合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、
型式を区分する事項に変更がないもの

③ 令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質

量が3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和5 年8 月31 日)以前に製作された輸入自動車

重量車にハイブリッド過渡試験サイクルを追加(6-55)

6-55 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-55 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員9 人以下のものを除く。)については、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するWHSC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物(大気開放するブローバイ・ガスを含む。)に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をg で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をg に換算した値)に、同別添に規定するWHSC モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWh で表した値でそれぞれ除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をg で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をg に換算した値)が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013 を超えないものであること。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、(2)に適合するものであればよい。

① 令和6 年9 月30 日(車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下のもの)にあっては、令和8 年9 月30 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、令和4 年10 月1 日(車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下のもの)にあっては令和6 年10 月1 日)以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

② 新たに運行の用に供する共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年9 月30 日(車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下のもの)にあっては、令和8 年9月30 日)以前もの

(2) (略)

(3) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。

この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するも

のとみなす。

ただし、大型特殊自動車にあつては、この基準は適用しない。

①(略)

② 軽油以外を燃料とする自動車については次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該自動車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと。

ただし、平成27年11月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車(一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。

ア～イ(略)

ウ 細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05 モード法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08H モード法及びJC08C モード法又はWLTC モード法若しくは細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTC モード法により走行するとき

ABS及びEVSCの装備義務が除外される自動車について規定(7-15、8-15)

7-15 トラック・バスの制動装置

7-15-1 装備要件

(1)(略)

(2) (1)の制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。

ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(細目告示第15条第2項、細目告示第93条第2項関係)

① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上であり、かつ、車軸の数が4を超えるもの

② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの

(3) (1)の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。

ただし、7-15-4(14)①から⑤までに掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(細目告示第15条第2項、細目告示第93条第2項、適用関係告示第9条第37項、第52項関係)

(4) (1)の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。

ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(細目告示第15条第7項関係、細目告示第93条第8項関係、適用関係告示第9条第44項関係)

① 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの

② 貨物の運送の用に供する指定自動車等以外の自動車であつて車両総重量が3.5tを超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの

③ 高速道路等において運行しない自動車

④ 道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な設備を有するもの

7-15-2 性能要件

7-15-2-1～7-15-2-2(略)

7-15-2-3 書面等による審査

(1)(略)

(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第15 条第2 項関係、細目告示第93条第2 項関係、適用関係告示第9 条第37 項及び第44 項関係)

① ②から④に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。

ア 制動装置は、UN R13-11-S16 の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。

イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S16 附則13 に適合すること。

ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S16 附則21 に適合すること。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。

②(略)

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であつて車両総重量が5t を超えるものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。

ア 制動装置は、UN R13-11-S16 の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。

イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S16 附則13 に適合すること。

ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-11-S16 附則21に適合すること。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。

④(略)

(3)～(5)(略)

7-15-3(略)

7-15-4 適用関係の整理

(1)～(14) (略)

(14) 次に掲げる自動車については、7-15-18(従前規定の適用⑭)の規定を適用する。(適用係告示第9条第37項、第52項関係)

① 貨物の運送の用に供する指定自動車等以外の自動車であって車両総重量が12tを超え、かつ、車軸の数が4以上のもの(車両総重量が25t以下であり、かつ、当該自動車
が製作された際のホイール径が19.5インチ以下であるものを除く。)

② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの(立席を有するものに限る。)

③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2t以下のものうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの

ア 少なくとも1つの前軸の両輪タイヤ及び1つの後軸の両輪タイヤに同時に動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。(前軸又は後軸のいずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。)

イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。

ウ 10分の3こう配の坂路を登坂する能力を有すること。

エ 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たすこと。

(ア) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上であること。

(イ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上であること。

(ウ) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上であること。

(エ) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が200mm以上であること。

(オ) 自動車の前軸直下の最低地上高が180mm以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

(カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が180mm以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12t以下の

もの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2tを超え12t以下のものうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

- ア 少なくとも1つの前軸の両輪タイヤ及び1つの後軸の両輪タイヤに同時に動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。(前軸または後軸の、いずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。)
- イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。
- ウ 100分の25こう配の坂路を登坂する能力を有すること。

⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるものうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

ただし、全ての軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有する場合には、エに掲げる要件を満たさなくてもよい。

- ア 全ての軸の両輪タイヤのうち、半数以上の軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。
- イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。
- ウ 100分の25こう配の坂路を登坂する能力を有すること。
- エ 次に掲げる6項目のうち4項目以上を満たすこと。

(ア) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上であること。

(イ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が25°以上であること。

(ウ) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が25°以上であること。

(エ) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が300mm以上であること。

(オ) 自動車の前軸直下の最低地上高が250mm以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

(カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が250mm以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

平成28年騒音規制車の近接排気騒音測定時における規制値の変更(7-53、8-53)

7-53 騒音防止装置

7-53-1(略)

7-53-2 性能要件

7-53-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)

①(略)

② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。

ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあつては、別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdB で表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から5dB を超える騒音を発しない構造であること。

ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ	
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値94dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値94dBを超えないもの	99dB
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dBを超えないもの	98dB
	車両総重量が3.5t以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dBを超えないもの	97dB
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えないもの	100dB
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dB	自動車検査証備考欄記載値+5

		<u>を超えるもの</u>	
		<u>自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dB</u>	96dB
		<u>を超えないもの</u>	
<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)</u>	<u>自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dB</u>	<u>を超えるもの</u>	<u>自動車検査証備考欄記載値+5</u>
	<u>自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dB</u>	<u>を超えないもの</u>	94dB

イ 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdB で表した値が、それぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

<u>自動車の種別</u>	<u>騒音の大きさ</u>
<u>自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u>	<u>自動車検査証備考欄記載値+5</u>
<u>側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)</u>	<u>自動車検査証備考欄記載値+5</u>

7-53-2-3 書面等による審査

(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの

① 次のいずれかの表示がある消音器

ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。(DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)

この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。

イ～カ(略)

二輪自動車のモード試験に係る規制値の強化及びアイドリング規制の強化(7-55、8-55)

7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-55-1 性能要件

7-55-1-1 テスタ等による審査

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

- ① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとする。

ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用することとする。

また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第19号関係、細目告示第119条第1項第10号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
(略)		
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	<u>0.5%</u>	100万分の1,000
(略)		

②～③(略)

7-55-1-2 書面等による審査

- (1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付

二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

①～⑧(略)

[二輪車]

⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、一酸化炭素については1.33、炭化水素については0.13、非メタン炭化水素については0.088、窒素酸化物については0.096、粒子状物質については0.0063を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第18号関係、細目告示第119条第1項第9号関係)

7-55-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

自動車の種別	最終適用時期	従前規定
(略)		
ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車	令和4年10月31日	(略)

二輪自動車の規制強化に係る改正(7-58)

7-58 燃料蒸発ガス発散防止装置

7-58-1 性能要件(書面等による審査)

(1) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の各号に掲げる基準に適合するものであること。(保安基準第31条第5項関係、細目告示第41条第4項関係、細目告示第119条第4項関係)

① 普通自動車、小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)及び軽自動車にあつては、細目告示別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をgで表した値(炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が2.0を超えないものでなければならない。

なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をg で表した値(炭素数当量による容量比で表した値をg に換算した値)が1.5 を超えないものでなければならない。

なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

明確化(7-92)

7-92 その他の灯火等の制限

7-92-1 装備要件

自動車には、7-62 から7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第42 条関係、細目告示第62 条第1 項関係、細目告示第140 条第1 項関係)

(1) (略)

- (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーナランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第62 条第3 項関係、細目告示第140条第3 項)

①～⑧(略)

- ⑨ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置(ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。)を備えた作業灯(走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。)

⑩(略)

事故自動緊急通報装置の新設(7-98の3、8-98の3)

7-98 の3 事故自動緊急通報装置

7-98 の3-1 装備要件

自動車(次に掲げるものを除く。)には、7-98 の3-2 の基準に適合する事故自動緊急通報装置を備えることができる。(保安基準第43 条の8 関係)

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以上の自動車
② 専ら乗用の用に供する乗車定員10 人未満の自動車であって、車両総重量が3.5t を超えるもの
③ ①から②までの自動車の形状に類する自動車

- ④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t を超えるもの
- ⑤ ④の自動車の形状に類する自動車
- ⑥ 二輪自動車
- ⑦ 側車付二輪自動車
- ⑧ 三輪自動車
- ⑨ 大型特殊自動車
- ⑩ 被牽引自動車

7-98 の3-2 性能要件(書面等による審査)

自動車(次に掲げるものを除く。)に備える事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の35.(通報先に係る部分を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。

なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。(細目告示第67 条の4 関係、細目告示第145 条の4 関係)

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以上の自動車
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10 人未満の自動車であって、車両総重量が3.5t を超えるもの
- ③ ①から②までの自動車の形状に類する自動車
- ④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t を超えるもの
- ⑤ ④の自動車の形状に類する自動車
- ⑥ 二輪自動車
- ⑦ 側車付二輪自動車
- ⑧ 三輪自動車
- ⑨ 大型特殊自動車
- ⑩ 被牽引自動車

7-98 の3-3 欠番

7-98 の3-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、7-98 の3-5①の規定を適用する。(適用関係告示第51 条の4 項関係)

- ① 令和元年12月31日以前に製作された自動車
- ② 令和2年1月1日から令和3年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - ア 令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び事故自動緊急通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 令和2 年1 月1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別

取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車であって、令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの

- ③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年6月30日以前のもの

7-98 の3-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、事故自動緊急通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第51条の4項関係）

- ① 令和元年12月31日以前に製作された自動車
- ② 令和2年1月1日から令和3年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
- ア 令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び事故自動緊急通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
- イ 令和2年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車であって、令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年6月30日以前のもの

書きぶりの適正化(別添9、10、13)

別添9(7-53、8-53 関係)

近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)

1.～4.(略)

5. 測定方法等

近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。

5.1.～5.2.(略)

5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)であって、当該装置の作動により原動機の回転数が5.2.に定める回転数に達しないものについては、原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数 $+0$ 、 $-50\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ を使用するものとする。

6.(略)

別添10(7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)

1.～4.(略)

5. 測定方法等

近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。

5.1.～5.2.(略)

5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)であって、当該装置の作動により原動機の回転数が5.2.に定める回転数に達しないものについては、原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数の95%の回転数 $\pm 100\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ を使用するものとする。

6.(略)

別添13(7-62 他関係)

灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1.～2.(略)

3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

3.1.(略)

3.2. 灯火等の個数の取扱方法

灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

3.2.1.(略)

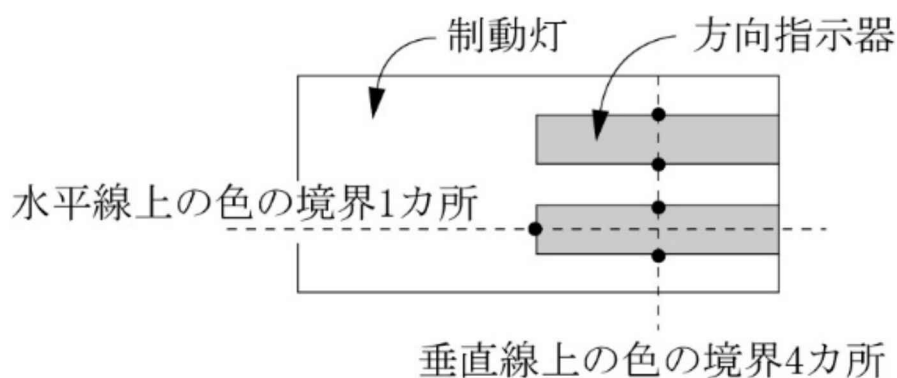
3.2.2. 車幅灯等の個数

灯火等の個数は、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び後面衝突警告表示灯の場合には、灯室の数とする。(例2 及び例3 参照)

ただし、次のいずれかの要件を満たす灯火器は、これを1 個と見なすことができる。

この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と3ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。

(参考図)



(1)～(5) (略)

3.3.～3.5. (略)

附則(令和元年5月10日規程第30号)

1. この規程は、令和元年5月10日から施行する。
2. 別添2、別添3 及び別添4 に規定する届出書の様式について、届出者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正の印又は署名がなされていない場合であっても、受理することができるものとし、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、当分の間、訂正をせずに用いることができる。
3. 令和元年9月30日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添3「並行輸入自動車審査要領」の第1号様式にかかわらず、令和元年5月10日付け規程第30号による改正前の別添3「並行輸入自動車審査要領」の第1号様式とすることができる。

令和元年7月12日

自動車局整備課

スキャンツールの導入補助を開始

(貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金)

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネルギー性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。申請は7月24日(水)から受け付けます。

1. 公募期間

令和元年7月24日(水) ～ 10月31日(木) ※

※ ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。また、公募期間内に関わらず交付決定を順次実施します。

2. 補助対象事業者

- ① 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者
- ② 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
- ③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

3. 事業内容(概要)

- ・ 補助対象事業者に対して、スキャンツール本体又はPC等からインターネットを通じて外部に情報を送信できる等一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助(補助率は1/3、1事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意ください。)
- ・ 補助対象事業者は20台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

4. 申請方法及び問い合わせ先

対象となる機器、公募要領、申請様式等その他補助事業に関するお問い合わせにつきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧ください。

・ **パシフィックコンサルタンツ株式会社(補助事務執行団体)**

ホームページ：<https://www.pacific-hojo.jp/>

TEL：03-5280-9501 FAX：03-5280-9502

※ 申請書類提出先。書類の記載方法など補助申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

5. その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額も上記ホームページでご確認いただけます。また、公募を終了する場合も同ホームページ上にてお知らせいたします。

【問い合わせ先(申請方法等のお問い合わせは上記のパシフィックコンサルタンツ(株)へお願いします)】

・ 国土交通省自動車局整備課 野中、濱田

TEL：03-5253-8111(代表)(内線42-415)、03-5253-8599(直通)

FAX：03-5253-1639

平成 30 年 10 月 19 日
自動車局 整備課

大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！

～ 平成 29 年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて ～

平成 29 年度のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は 67 件（うち人身事故 2 件）で、前年度に比べ 11 件増加し、近年、同事故の発生件数は増加傾向にあります。

これから冬用タイヤの交換作業を迎えることから、タイヤ交換時の適正な作業の実施、一定距離走行後の増し締めなど、確実なチェックが重要です。

1. 事故発生状況

平成 29 年度の大型車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故の発生状況は別紙 1 のとおりです。

【主な傾向】

- ・大型車の車輪脱落事故は、冬期（11 月～3 月）に集中（全 67 件中 56 件（84%））。
- ・積雪地域での発生が多く、北海道での発生が前年度より 8 件増加し 13 件（前年度の 2.6 倍）。
- ・車輪脱着作業後 1 ヶ月以内に発生した脱落事故が約半数（55%）を占める。
- ・脱輪の主な原因のうちホイール・ボルト又はナットの締付不良等の「作業ミス」が 91% と大半を占める。
- ・脱輪の直前に行ったタイヤの脱着作業が「タイヤ交換」である 44 件について、その作業の実施月を見ると、11 月にタイヤを交換した車両が 21 件（48%）を占める。
- ・車輪脱落位置の大半（56 件（83%））が左後輪。 ※推定原因については別紙 1 参照

2. 車輪脱落事故防止に係る取り組み

国土交通省では、近年、車輪脱落事故の発生が増加傾向にあることを重く受け止め、関係業界とともに「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、脱輪防止対策に係る従来の取り組みに加え、各業界で取り組むべき車輪脱落事故防止のための「緊急対策」を取りまとめ、実施しております。

特に、これから冬期に向けて冬用タイヤの交換がピークを迎えるため、大型車のユーザーなどの関係者に対し、緊急対策の内容（別紙 2）について徹底を図ってまいります。

なお、上記については、（一社）日本自動車工業会作成のチラシ（別紙 3）により運送事業者をはじめとする大型車ユーザーなどの関係者に対して、徹底を図ってまいります。

<添付資料>

別紙 1 平成 29 年度大型車の車輪脱落事故発生状況

別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」

別紙 3 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

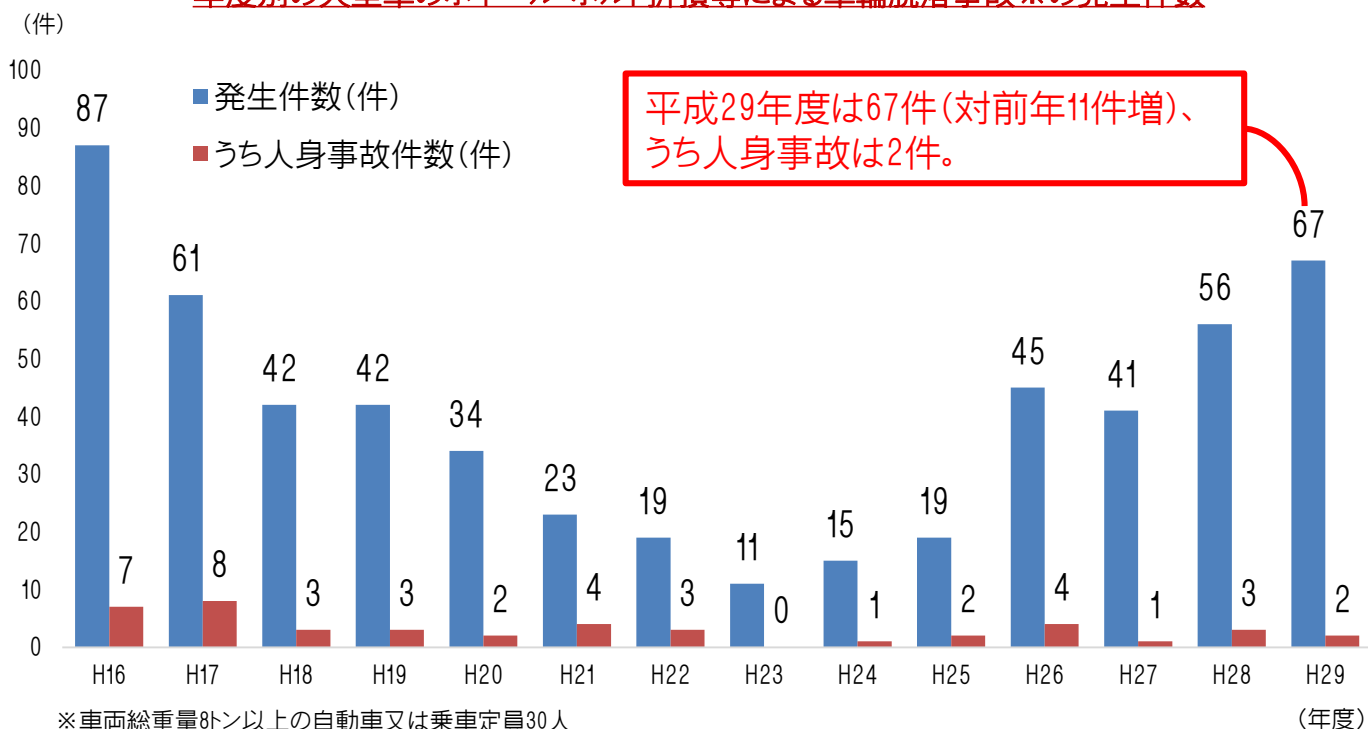
<問い合わせ先>

自動車局 整備課 村井、児島、伊堂寺

代表：03-5253-8111（内線：42426、42412）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）【別紙1】

年度別の大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故※の発生件数

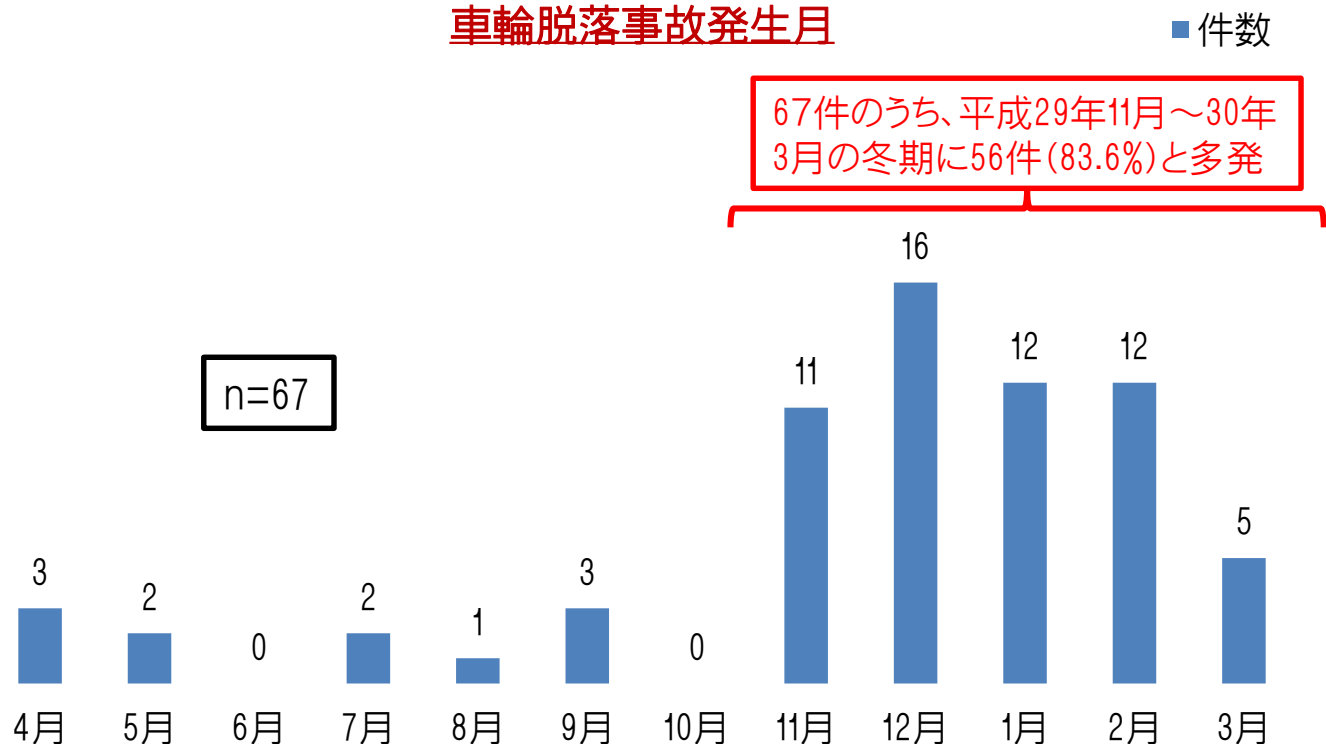


平成29年度は67件(対前年11件増)、うち人身事故は2件。

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生月



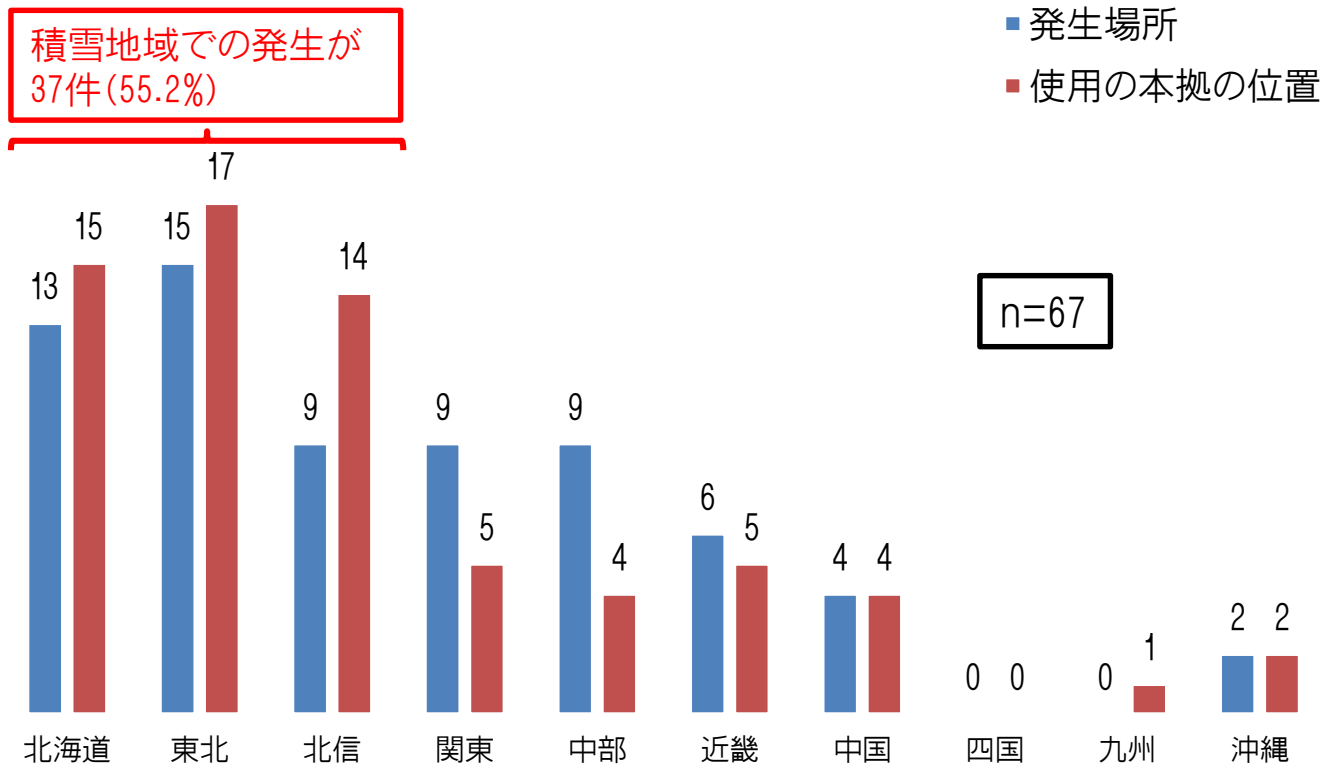
67件のうち、平成29年11月～30年3月の冬期に56件(83.6%)と多発

n=67

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

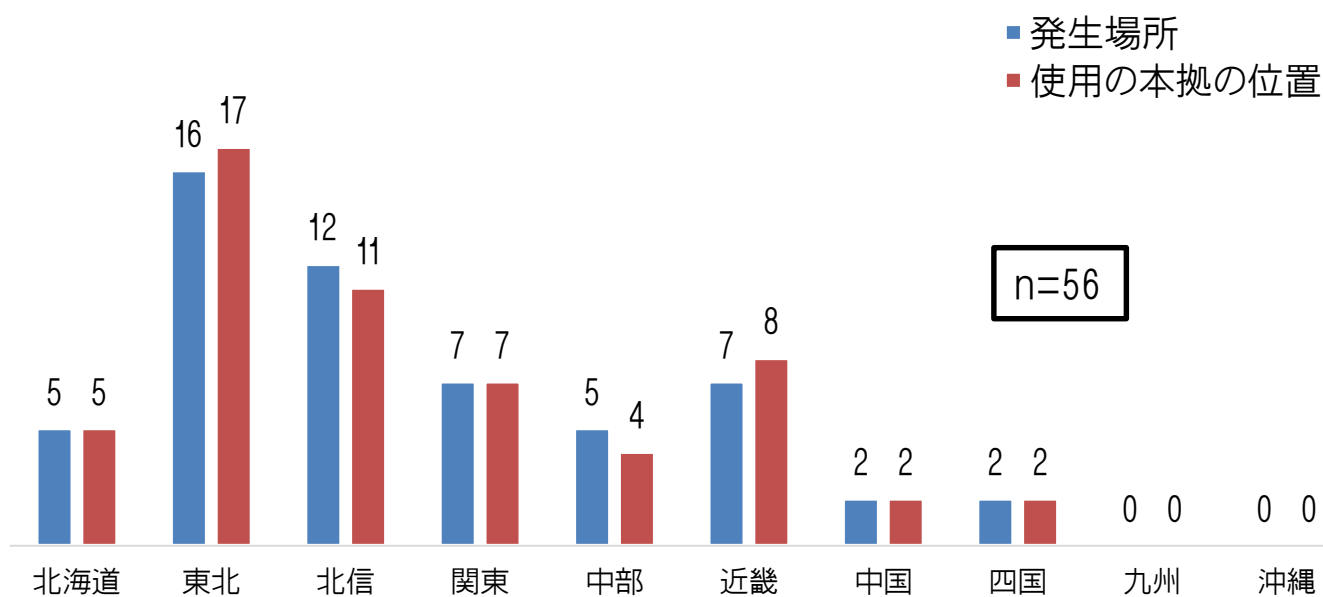
車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

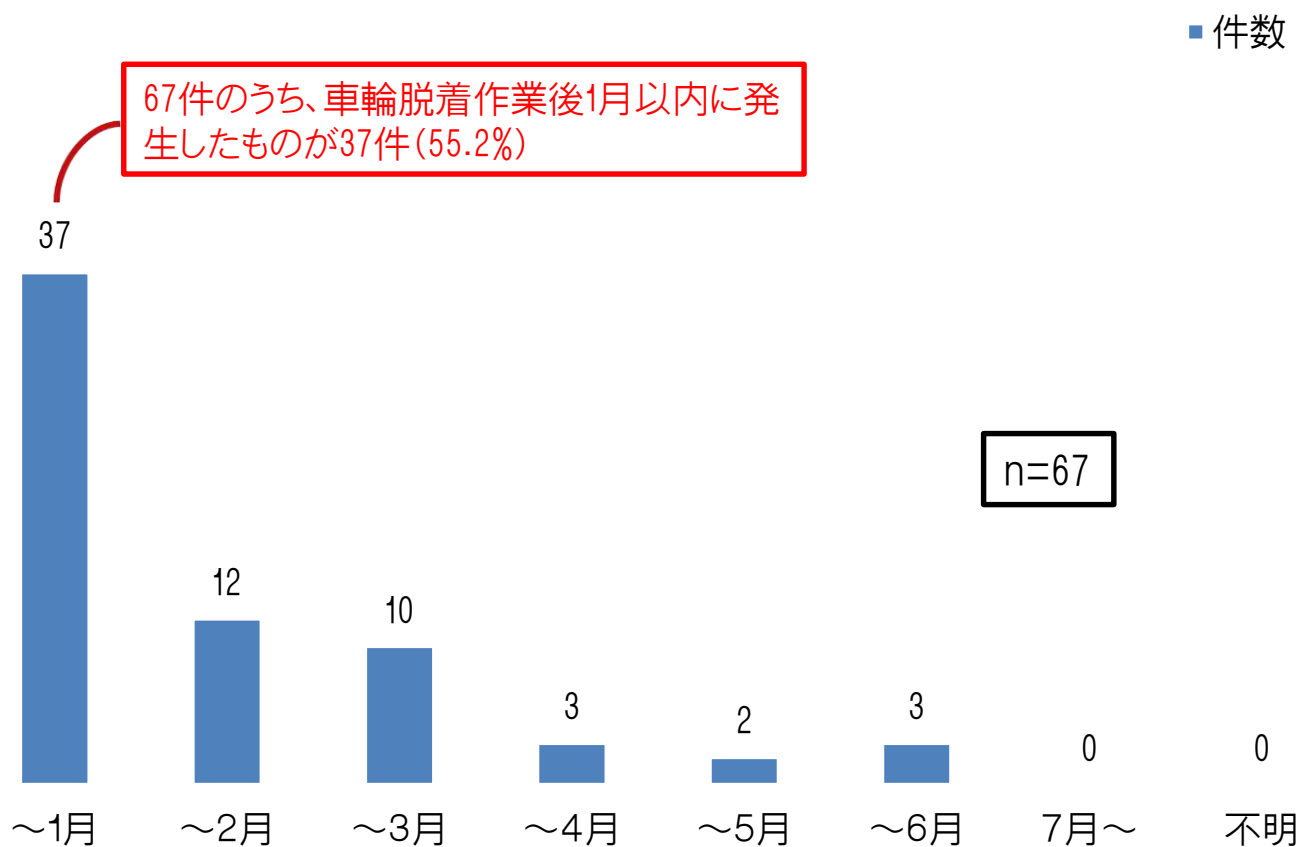
【参考】事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置(平成28年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

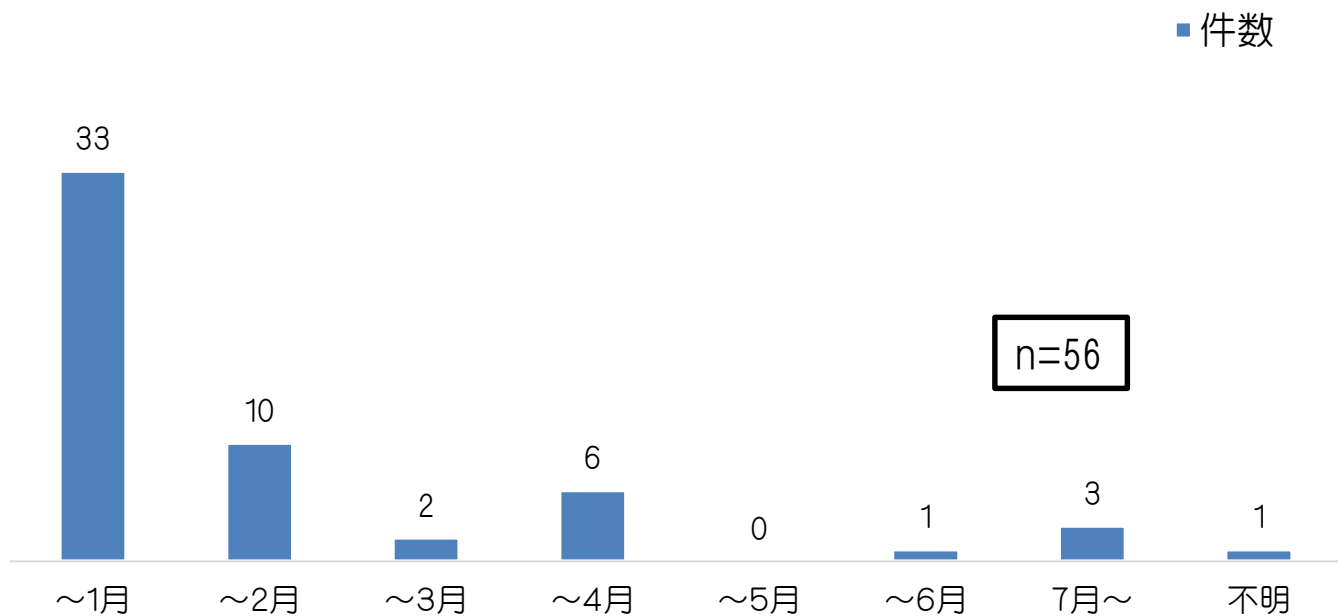
車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

車輪脱着から脱落発生までの期間



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

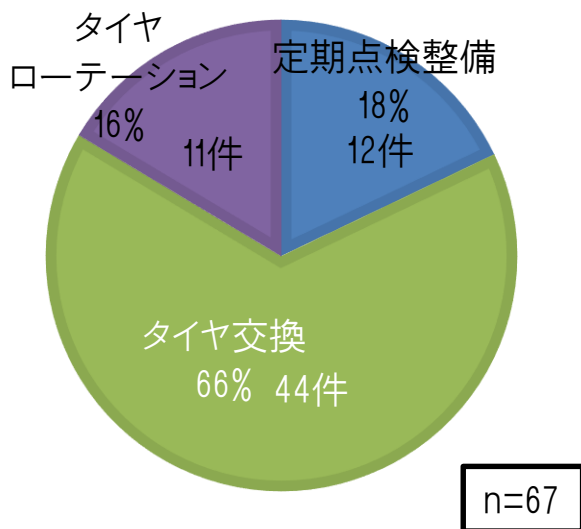
【参考】車輪脱着から脱落発生までの期間(平成28年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

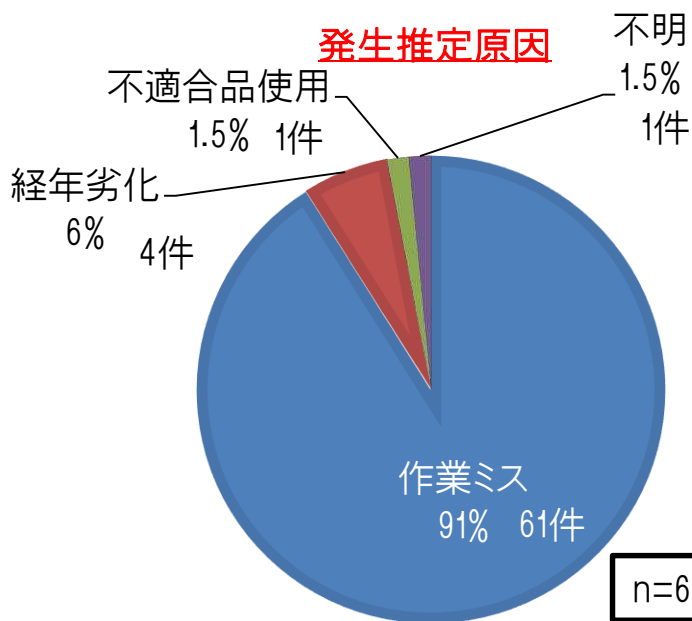
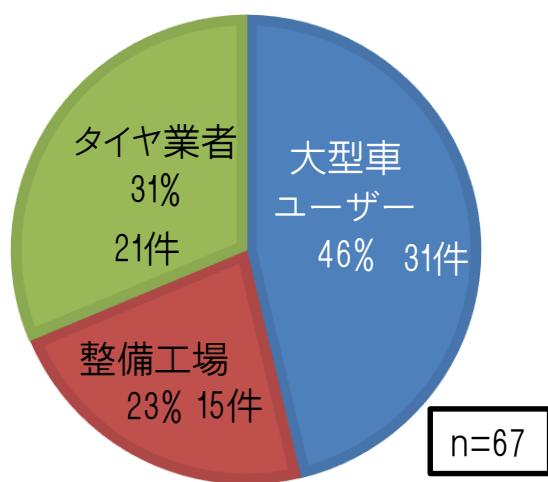
脱輪の直前に行ったタイヤ脱着作業の内訳



- タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)への交換
 - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者の内訳



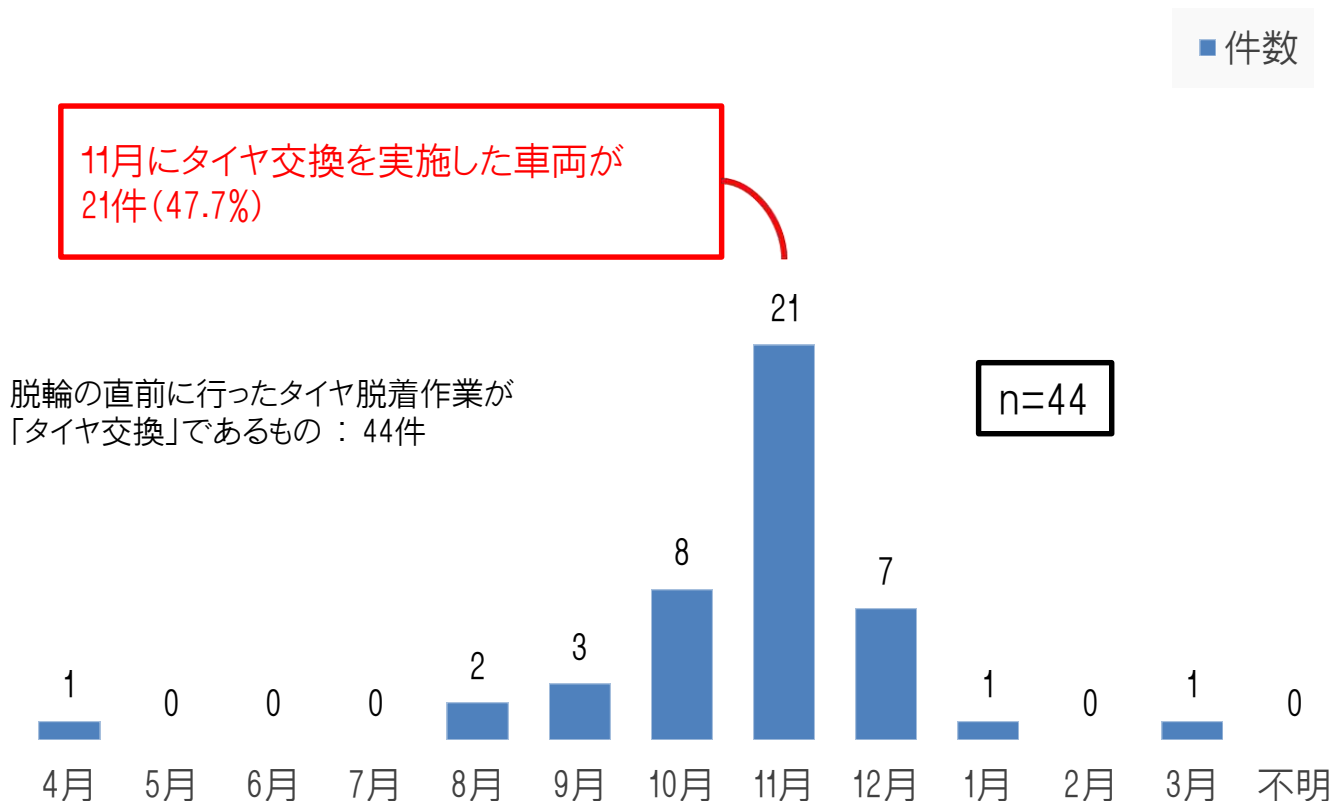
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

主な事故発生推定原因

- 作業ミス
 - ・ ホイール・ナットの締付不良 36件
 - ・ タイヤ交換後の増し締め未実施 12件
 - ・ ホイールの組付不良 2件
 - ・ ホイール・ナットの過締付 4件
 - ・ 不良ホイールの使用 2件
 - ・ 日常点検時の確認不足 5件
 - 経年劣化
 - ・ ホイール・ボルトの腐食、又は、金属疲労による折損
 - 不適合品使用
 - ・ 劣化・損傷したホイールの使用による折損
- 64/89

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

車輪脱落事故直前のタイヤ脱着作業として「タイヤ交換」を実施した車両についてタイヤ交換作業実施時期別事故件数



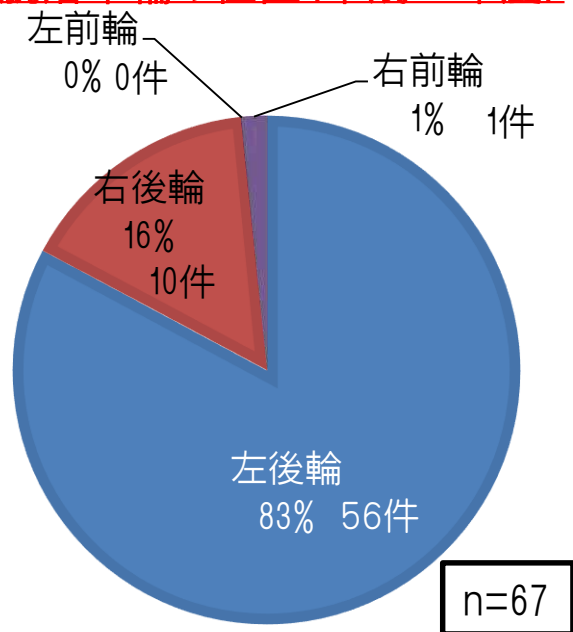
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ交換作業とは

- 通常タイヤから冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)への交換
- 冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)から通常タイヤへの交換
- タイヤが摩耗したことによる交換 など

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

脱落車輪の位置(平成29年度)



【参考】脱落車輪の位置(平成28年度)

	左	右	合計
前軸	1	2	3
後軸	48	5	53
合計	49	7	56

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

左後輪のタイヤが多く脱落している

他のタイヤに比べて左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

●左輪タイヤが多く脱落する原因については、自動車メーカー等の見解を聞きながら引き続き調査中であるが、以下の可能性が考えられる。

- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。

前輪タイヤの脱落が少ない推定原因

●前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」

平成30年4月

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会

近年のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数増加を受け、連絡会構成団体は、当該事故防止のため、従来の取組に加え、以下の事項を「緊急対策」として速やかに実施する。また、平成30年8月を目途に、連絡会へその実施状況を報告する。

各団体における実施事項

団体名	実施事項
(公社) 全日本トラック協会 (公社) 日本バス協会 (一社) 全国自家用自動車協会	傘下会員の運送事業者・大型車ユーザーに対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・日程に余裕を持った計画的な冬タイヤの交換の実施。 ・車輪脱落事故防止のための4つのポイント(※)の実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車整備振興会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 (一社) 日本自動車タイヤ協会 日本自動車車体整備協同組合連合会 (一社) 日本自動車販売協会連合会 全国石油商業組合連合会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締付ける際は、締過ぎに注意し、最後にトルクレンチ等を使用して必ず規定トルクで締付け。 ・ホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用の実施。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に実施。 ・入庫する大型車のユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては徹底的に実施するよう啓発。 ・特にタイヤメーカーにおいては、自社製品の流通経路を活用し、タイヤ販売事業者に対してホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車工業会 (一社) 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・大型車ユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車機械工具協会 (一社) 日本自動車機械器具工業会 (一社) 自動車用品小売業協会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法について購入者へ説明。

※以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増締めの実施
3. 日常（運行前）点検における確認
4. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

以上

大型車の  **車輪脱落**を防ごう！
合言葉は

おちない

なくなる！
車輪脱落事故

徹底しよう！大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール

お きまりのトルクで
きちんと締め付けて

規定のトルクで確実に締め付けを

締め付け方式には、球面座で締付けるJIS方式、
平面座で締付けるISO方式があります。
規定のトルクで確実に締め付けてください。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け
作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを
確認するよう、お願いします。



Mr.整備くん

ち やんと増し締め
交換後

50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによって
ホイールナットの締め付け力が低下。
50~100km走行後を目安に、
増し締めしてください。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付けます。



JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合

- 1 アウターナットを緩めます。
- 2 インナーナットを締め付けます。
- 3 アウターナットを締め付けます。

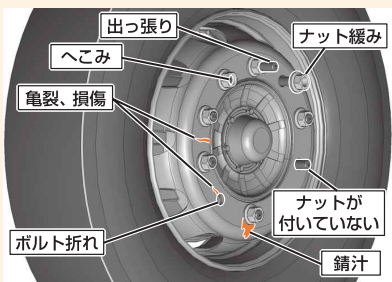


※この図は右側タイヤの場合です。

な (ナット)
っと見て
ボルト触って
さあ出発！

一日一回の日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見えてさわって点検
してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



アドバイス

とくに、
気が付きにくい
左後輪は、
重点的に
点検を！

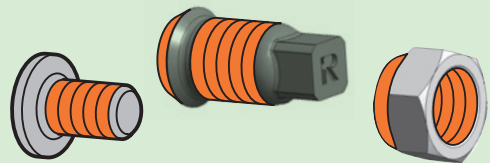


い や待てよ？
ボルトとナットは
適正か？

ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ
適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認
ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール
(アルミ)は履けません！ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは
履けません！



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取扱による 車輪脱落事故が発生しています！

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取扱い（交換作業）をお願いします。

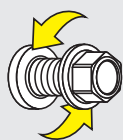
※ホイールナットの締付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取扱ミス（誤組み付け、部品の誤組み）

その他、ホイールナット締付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

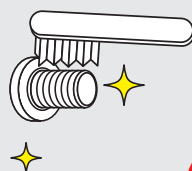


JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部（球面座）に**エンジンオイル**など指定の潤滑剤を薄く塗布します。

ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイル**など指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。

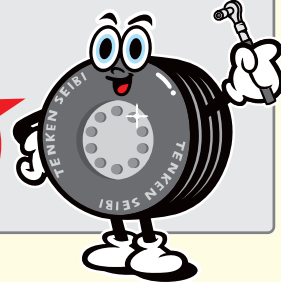
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部（インロー部）にグリースを薄く塗布します。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

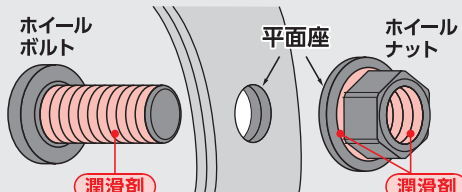
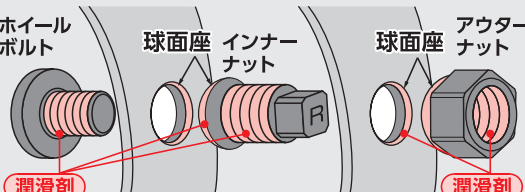


ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部も）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締付け時の
注意点だよ！



④ **ホイール締付け方式** ホイールの締付け方式には、球面座で締付ける JIS 方式と、平面座で締付ける ISO 方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ：8本(PCD275mm) 22.5インチ：10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ：6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ：8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪：右ねじ（新・ISO方式） 右輪：右ねじ 左輪：左ねじ（従来ISO方式）	前輪 M24（または20）後輪 M20、M30 右輪：右ねじ 左輪：左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座（ワッシャー付き）・1種類 33mm（従来ISO方式の一部は32mm）	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの 締付け構造		

詳しい情報は、
日本自動車工業会HPをご覧ください。

新・ISO方式ホイール取扱いガイド
中・大型トラック・バスのホイールナット締付けトルク
車輪脱落防止のための正しい車輪取扱いについて

▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/iso_wheel_100203.pdf
▶ <http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf>
▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/fall_off_wheel2007.pdf

軽二輪届出手続きの変更について

～窓口の変更及び届出用紙の無償化～

令和元年7月1日(月)より、軽二輪の届出手続きを以下のとおり変更させていただきます。 ご不便をおかけ致しますが、よろしく申し上げます。

1. 窓口の変更

【現 在】令和元年 6月 28日 (金) 16:00まで

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会		
札幌事務所	☎	011-768-3955
函館事務所	☎	0138-43-2300
旭川事務所	☎	0166-53-7300
室蘭事務所	☎	0143-43-4441
釧路事務所	☎	0154-51-0745
帯広事務所	☎	0155-33-3154
北見事務所	☎	0157-24-6130



【変更後】令和元年 7月 1日 (月) 8:45から

札幌運輸支局	登録担当	☎	050-5540-2001※
函館運輸支局	登録担当	☎	050-5540-2002※
旭川運輸支局	登録担当	☎	050-5540-2003※
室蘭運輸支局	登録担当	☎	050-5540-2004※
釧路運輸支局	登録担当	☎	050-5540-2005※
帯広運輸支局	登録担当	☎	050-5540-2006※
北見運輸支局	登録担当	☎	050-5540-2007※

※音声ガイダンスが流れた後に、「0」「3」「7」を押してください。
オペレーターが対応いたします。

2. 届出書の様式変更及び無償化

7月1日(月)の窓口変更と合わせて、軽自動車届出書等の様式を変更(現行の届出書等は使用できません。)します。

なお、当該様式は無償で配布するとともに、ホームページ上から印刷して使用することも可能とします。

※ホームページへの掲載は6月下旬頃を予定しております。

(北海道運輸局ホームページ 書式・様式集)

http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/touroku/02_syosiki_yousiki/syosiki.html

平成 30 年 8 月 3 日
自動車局整備課

外国人技能実習制度（自動車整備職種）の適正運用と実習生保護へ ～「自動車整備技能実習ガイドライン」の策定～

国土交通省では、自動車整備職種における外国人技能実習制度が適正に運用される環境を確保するため、技能実習生が修得すべき作業、監理団体及び実習実施者が配慮すべき事項、技能実習生の保護に関する事項をまとめた「自動車整備技能実習ガイドライン」を策定しました。

国土交通省では、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第54条に基づく外国人技能実習制度自動車整備事業協議会において、自動車整備職種における技能実習生の受入れの実態調査を行うとともに、監理団体[※]による監理、実習実施者（整備工場）による技能実習の在り方について議論を重ね、今般、その結果を踏まえ「自動車整備技能実習ガイドライン」を策定しました。

実習現場での知識・技能の修得レベルの標準化を図ることが技能実習中の事故や外国人技能実習生に対する不適切な取扱いを防止することとなることから、本ガイドラインでは、

- ・外国人技能実習生が修得すべき整備作業の内容
- ・外国人技能実習生の保護のために監理団体及び実習実施者（整備工場）が配慮すべき事項を示しています。

○「自動車整備技能実習ガイドライン」は、当省ホームページより確認いただけます。

概要：URL（ <http://www.mlit.go.jp/common/001239059.pdf> ）

本文：URL（ <http://www.mlit.go.jp/common/001247297.pdf> ）

※外国人技能実習生の受入れ、実習実施者（整備工場）の技能実習の実施に関する監理等を行う本邦の営利を目的としない法人

国土交通省では、引き続き、関係団体と連携して、自動車整備職種における外国人技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護に向けて一層取り組んでまいります。

○ 本協議会の内容及び実態調査については、こちらからご覧いただけます。

URL（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_001234.html ）

【問い合わせ先】

自動車局整備課 関、石橋

電話：03-5253-8111（内線 42-414）

直通：03-5253-8599 FAX：03-5253-1639

平成 31 年 4 月 16 日
自動車局審査・リコール課

「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の作動をビデオで解説します

国土交通省には、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置が正常に作動しなかった」といった情報が寄せられており、装置の装着率も伸びていることから、この装置を正しく理解していただくため、実車を使った実験の様子を使って注意点を解説した啓発ビデオをHPに公開しました。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置

- ・ 駐車場などでのペダルの踏み間違いによる事故が問題となっています。「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」は、そのような事故を防止するための装置です。
- ・ 停止しているときや低速で走行しているときに、壁などがあるのにアクセルを踏み込んだ場合に、運転者に警告(表示、音)するとともに、エンジン出力を抑制して急発進を防止します。
- ・ しかし、踏切内で下りてきた遮断機等に反応してこの装置が作動することもあります。このようにときに、踏切から脱出できるよう、アクセルを踏み続ければ、作動が解除される(発進ができる)ようになっています。



【ビデオでの訴求ポイント】

- ・ 警告(表示、音)が出たら、ペダルから足を離し、よく確認してブレーキを踏みましょう。
- ・ 踏切内で下りてきた遮断機等に反応して装置が作動した場合には、アクセルを踏み続ければ、作動が解除されて発進できます。

衝突被害軽減ブレーキ

- ・ ビデオでは、衝突被害軽減ブレーキは、ハンドル、アクセル等を操作すると作動が解除されることについても、紹介しています。

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

問い合わせ先: 国土交通省自動車局審査・リコール課
寺戸、村井

代表: 03-5253-8111(内線)42352

直通: 03-5253-8597、FAX: 03-5253-1640



平成 31 年 4 月 23 日
自動車局技術政策課

乗用車の衝突被害軽減ブレーキ認定結果を初めて公表します！

～ 8社 152 型式の衝突被害軽減ブレーキを認定 ～

乗用車に搭載された衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定した結果を公表します。認定を受けた自動車の情報については、国土交通省HPで公表するほか、自動車メーカー等が衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等に活用することにより、官民連携による普及促進の取組みの一層の推進を図ります。

国土交通省では、高齢運転者による交通事故を防止するために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議における中間取りまとめを踏まえ、自動車メーカー等の求めに応じ、乗用車の衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定する制度を平成30年3月に創設しました。(詳細は別紙1をご参照ください。)

今般、平成30年中に申請のあった自動車について認定審査が終了しましたので、その結果を発表いたします。今回は下記1. のとおり国内メーカー8社から申請のあった152の型式について性能認定を行いました。

また、今回の発表にあわせて、下記2. のとおり自動車メーカー等が衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等において活用できるロゴマークを作成いたしました。

国土交通省としては、今回の結果も活用しつつ、官民連携による衝突被害軽減ブレーキの普及促進の取組みの一層の推進を図って参ります。

1. 認定を受けた自動車

8社152型式の自動車について、その衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを認定いたしました。(対象車種については別紙2をご参照ください。)

詳細情報は国土交通省HP(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/AEBS.html>)に掲載しています。

2. ロゴマーク

衝突被害軽減ブレーキ及びその認定制度に対する認知度及び関心を高めることを目的として、下記のロゴマークを作成しました。自動車メーカー等においても認定を受けた自動車の情報とともに衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等に活用することができます。



* AEBS: 衝突被害軽減ブレーキの英名であるAdvanced Emergency Braking Systemの略称

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 こうしな 神志那、池田

代表:03-5253-8111(内線 42255)

直通:03-5253-8591、FAX 03-5253-1639

令和元年6月26日

自動車局審査・リコール課

タカタ製エアバッグのリコール対象台数及び改修状況

令和元年5月末現在

平成31年4月までに届出されたリコール	国内対象台数	実施台数	未実施台数	改修率
原因が特定されたリコール	2,548,665 (2,548,665)	2,508,620 (2,505,286)	40,045 (43,379)	98.4% (98.3%)
予防的リコール	17,777,704 (17,770,222)	16,872,067 (16,799,747)	905,637 (970,475)	94.9% (94.5%)
合計(25社)	20,326,369 (20,318,887)	19,380,687 (19,305,033)	945,682 (1,013,854)	95.3% (95.0%)

(括弧内は平成31年4月末時点の数値)

【参考】車検で通さない措置の対象台数及び実施状況

- 車検で通さない措置の対象台数:21万台(令和元年5月末現在)
- 運輸支局等において車検で通さなかった件数
 - ・令和元年5月の件数 : 1,346件(概算値)
 - ・平成30年5月※からの総件数 :30,173件(概算値)

※平成30年5月より、異常破裂する危険性が高い未改修車両を車検で通さない措置を導入

<お問い合わせ先>

自動車局審査・リコール課

リコール監理室 今村、片山

代表:03-5253-8111 (内線 42363)

【重要なお知らせ】

タカタ製エアバッグのリコールについて

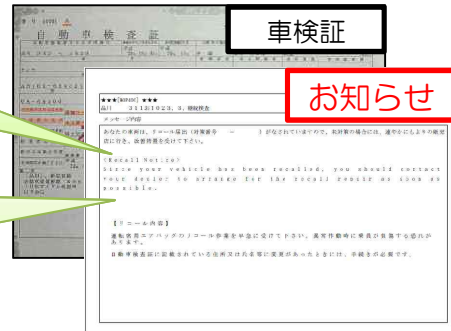
～タカタ製エアバッグのリコールの改修について～

リコール対象車には、**リコール対象である旨等のお知らせ**をお渡ししています。

◆ 次の自動車には自動車検査証の交付時にお知らせが出力されます。

リコールの改修作業が済んでいない

自動車検査証の住所に、自動車メーカーからのリコール通知が届かない



※ お知らせには、以下の内容が記載され、車検証にホチキス留めされています。

- ・タカタ製エアバッグのリコール届出番号及び対象車であること
- ・自動車検査証の住所に変更があった際は、変更の手続きが必要であること

～リコールのお知らせを受け取った場合は？～

最寄りの自動車ディーラーまたは**自動車メーカー**

に連絡し、速やかに**改修作業を実施**してください。



関係メーカーの連絡先

主な車名	メーカー	問い合わせ先	ホームページ（リコール検索）
トヨタ・レクサス	トヨタ自動車	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
ホンダ	本田技研工業	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
ニッサン	日産自動車	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ダイハツ	ダイハツ工業	0800-500-0182	http://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
三菱	三菱自動車工業	0120-324-860	http://recall.Mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
スバル	富士重工業	0120-052-215	http://recall.fhi.co.jp/lqsb/
マツダ	マツダ	0120-386-919	http://www2.mazda.co.jp/service/recall/
BMW	ビー・エム・ダブリュー	0120-269-437	http://www.bmw.co.jp/jp/ja/owners/recall_info/recall_search.html
BMWアルピナ	ニコルレーシングジャパン	044-541-3011	http://www.alpina.co.jp/recall/

メーカーのホームページには、**こちらから** →
自動車メーカーのリコール検索ページ一覧（国土交通省ホームページ）



改修済車には、車のドア付近に右のステッカーが貼付されます。



点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車分解整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

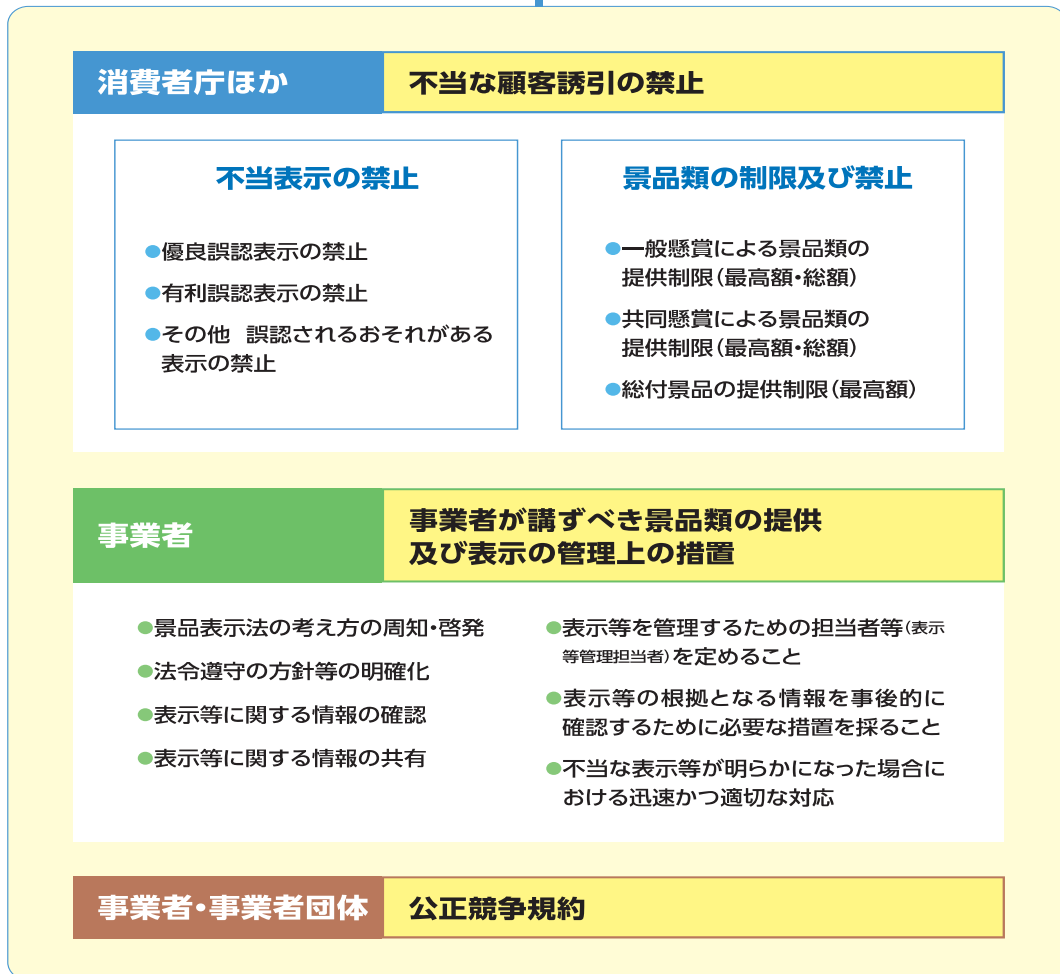
第六十二条の二の二（抜粋）

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法の概要（参考）

景品表示法の目的

一般消費者の利益の保護



自主的かつ合理的に、
良い商品・サービスを選べます。

北海道運輸局管内整備事業の現況（平成31年3月31日現在）

(1) 認証工場数及び指定工場数

平成31年3月末現在において、認証工場数は4,183工場で対前年比16工場の減少、指定工場数は1,803工場で対前年比13工場の減少となっています。

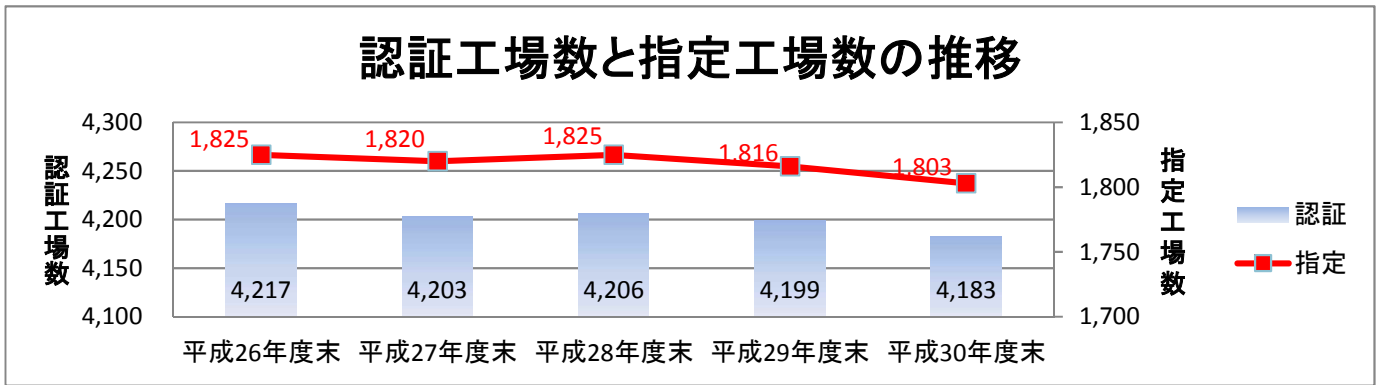
これらを運輸支局別にみると、札幌のみ認証が増加し、その他は減少となっています。

北海道運輸局管内全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約40%を占め、続いて旭川が約15%、その他は10%前後となっています。

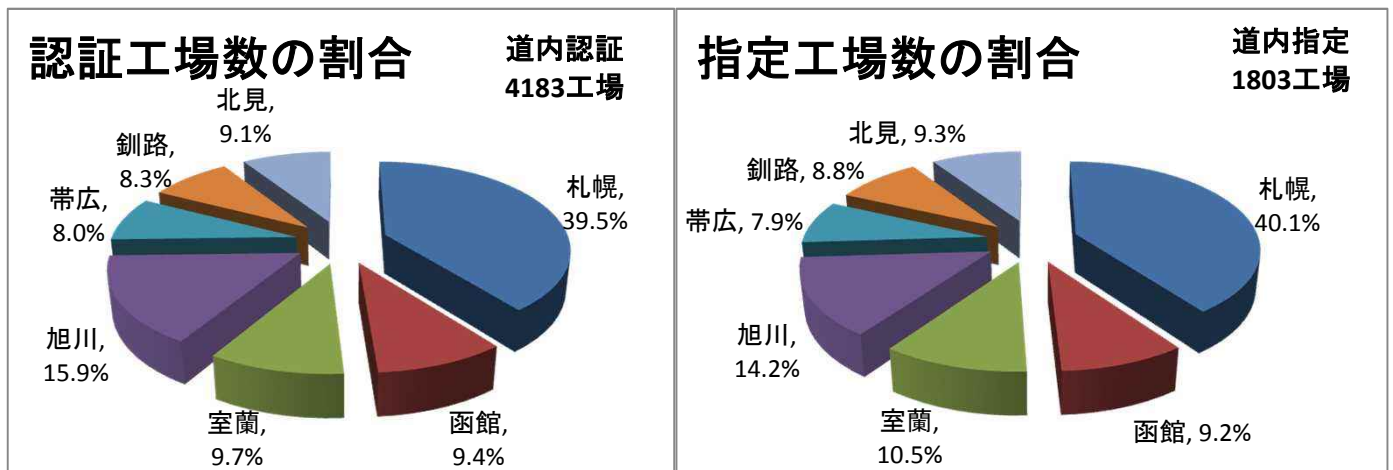
認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数（過去5年）

支局別	整備事業	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
札幌	認証	1,660	1,654	1,647	1,649	1,651
	認定	52	52	51	51	51
	指定	730	727	732	728	723
	指定／認証	44.0%	44.0%	44.4%	44.1%	43.8%
函館	認証	398	397	397	397	394
	認定	26	25	23	23	22
	指定	175	172	171	169	165
	指定／認証	44.0%	43.3%	43.1%	42.6%	41.9%
室蘭	認証	408	406	410	408	407
	認定	16	15	15	15	15
	指定	191	191	191	191	190
	指定／認証	47.1%	46.8%	47.0%	46.6%	46.7%
旭川	認証	673	676	678	671	667
	認定	42	41	41	40	39
	指定	258	259	258	256	256
	指定／認証	38.1%	38.3%	38.3%	38.1%	38.4%
帯広	認証	334	335	334	336	335
	認定	35	34	33	33	32
	指定	143	143	143	142	142
	指定／認証	43.1%	42.8%	42.7%	42.8%	42.4%
釧路	認証	354	349	352	351	348
	認定	20	20	20	20	21
	指定	158	158	159	159	159
	指定／認証	45.1%	44.6%	45.3%	45.2%	45.7%
北見	認証	390	386	388	387	381
	認定	19	19	19	19	19
	指定	170	170	171	171	168
	指定／認証	43.3%	43.6%	44.0%	44.1%	44.1%
局計	認証	4,217	4,203	4,206	4,199	4,183
	認定	210	206	202	201	199
	指定	1,825	1,820	1,825	1,816	1,803
	指定／認証	43.3%	43.2%	43.5%	43.4%	43.1%
全国計	認証	92,249	92,156	92,042	92,053	91,785
	認定	2,891	2,856	2,820	2,805	2,773
	指定	29,747	29,863	29,977	30,103	30,104
	指定／認証	32.1%	32.2%	32.4%	32.6%	32.8%
局／全国	認証	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%
	認定	7.3%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%
	指定	6.1%	6.1%	6.1%	6.0%	6.0%

認証工場数と指定工場数の推移（過去5年）

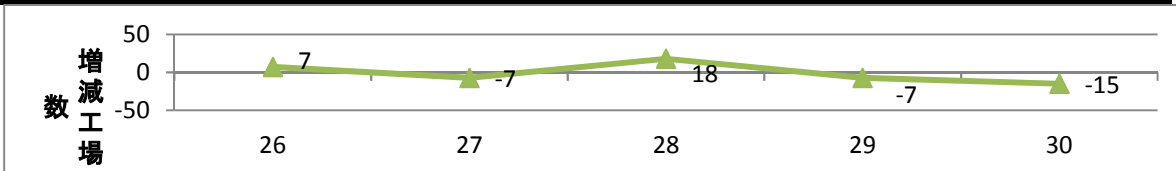


認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合（平成31年3月末現在）



自動車分解整備事業の新規及び廃止状況（過去5年）

項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
札幌	37	42	34	40	32	34	31	29	30	28
函館	7	2	3	4	4	4	3	3	6	9
室蘭	9	4	4	6	7	3	3	5	3	4
旭川	7	11	10	7	9	7	6	13	9	13
帯広	2	2	3	2	3	4	2	0	5	6
釧路	7	1	4	9	4	1	0	1	2	4
北見	2	2	3	7	7	5	3	4	0	6
局計	71	64	61	68	66	48	48	55	55	70



自動車分解整備事業の廃止理由調査結果（過去5年）

年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及びその他	
26	1	2	4	9	6	3	0	0	0	39	64
27	2	2	5	11	18	3	1	0	0	33	75
28	4	0	6	1	22	0	0	0	0	30	63
29	0	2	2	4	24	1	1	0	0	21	55
30	4	1	12	3	12	0	0	1	0	38	71

注：その他に取消件数も含む。

(2) 整備主任者数及び検査員数

平成31年3月末現在において、整備主任者数は11,190名で対前年比18名の減少、検査員数は5,609名で対前年比80名の減少となっています。

整備主任者数は認証工場と同様に北海道運輸局管内では減少しており、全国的には認証工場とは異なり、整備主任者数は増加傾向にあります。

また、検査員数は指定工場と同様に北海道運輸局管内では減少しましたが、全国的には指定工場とともに増加傾向にあります。

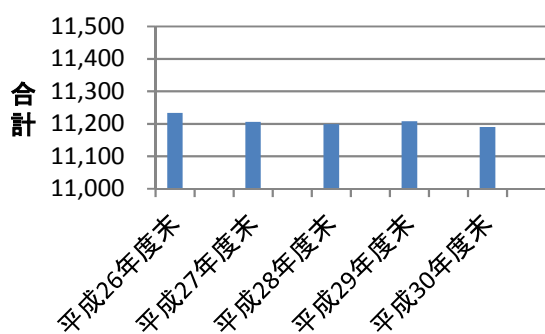
整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
札幌	4,543	4,533	4,535	4,554	4,595
函館	1,014	1,000	1,004	1,009	1,006
室蘭	1,153	1,152	1,152	1,138	1,127
旭川	1,730	1,744	1,729	1,720	1,694
帯広	1,063	1,079	1,072	1,083	1,071
釧路	891	873	883	869	858
北見	839	825	824	835	839
局計	11,233	11,206	11,199	11,208	11,190
全国計	221,396	221,158	221,351	222,008	222,041
局/全国	5.1%	5.1%	5.1%	5.0%	5.0%

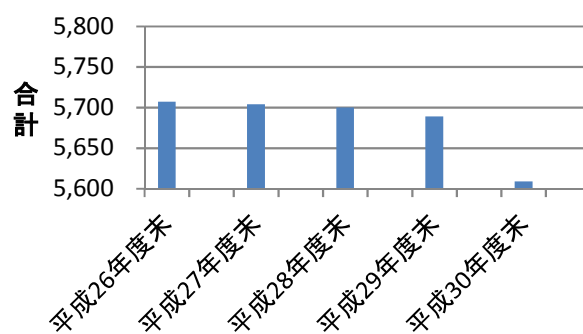
検査員の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
札幌	2,345	2,337	2,332	2,324	2,272
函館	509	498	495	497	480
室蘭	592	600	598	592	596
旭川	836	845	842	842	835
帯広	505	503	511	516	521
釧路	426	419	419	411	408
北見	494	502	503	507	497
局計	5,707	5,704	5,700	5,689	5,609
全国計	91,903	93,431	94,468	95,642	96,097
局/全国	6.2%	6.1%	6.0%	5.9%	5.8%

整備主任者数の推移



検査員数の推移



自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

平成31年4月現在

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔					車検証の有効期間		備考 (主な車種など)
			3 か 月	3 か 月	6 か 月	1 年	1 年	初 回	2 回 目 以降	
			(別表3)	(別表4)	(別表5)	(別表6)	(別表7)			
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	1年	バス、ハイヤー、タクシー
		軽	○					2年	2年	車いす移動車、電気自動車
		幼児専用車	○					1年	1年	園児送迎車
	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	事業用トラック等 (3輪車を含む)
		GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年	
		軽				●		2年	2年	
		2輪					●	3年	2年	バイク便(貨物ではない)
	霊柩	定員10人以下	○					2年	2年	
		定員11人以上	○					1年	1年	バス型霊柩車
	大特	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ			1年	1年	ストラルド・キャリヤ
GVW8t未満			○	トレーラ			2年	1年	ポール・トレーラ	
レンタカー	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ			1年	1年	トラック(3輪車を含む)	
		GVW8t未満	○	トレーラ			2年	1年		
		軽			○		2年	2年		
		定員11人以上	○				1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)	○				1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	乗用車
		軽			○			2年	2年	
		3輪	○					2年	1年	
	2輪	小型			○			2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車			○			なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種※	普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車等
		貨物	GVW8t以上	○	トレーラ			1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等
			GVW8t未満	○	トレーラ			2年	1年	
	大特※	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ			1年	1年	ホイール・クレーン等
			GVW8t未満	○	トレーラ			2年	1年	フォーク・リフト等
	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ			1年	1年	ストラルド・キャリヤ	
		GVW8t未満	○	トレーラ			2年	1年	ポール・トレーラ	
	検査対象外軽自動車(2輪を除く)	○					なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車	
家用自動車	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ			1年	1年	トラック(3輪車を含む)	
		GVW8t未満			○		2年	1年		
		軽				●	2年	2年		
		定員11人以上	○				1年	1年	バス	
		定員11人以上(有償旅客)	○				1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)			○		1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー) 自家用有償旅客に使用する乗用車
		普通・小型(有償旅客)				●		3年	2年	
		軽				●		3年	2年	
		軽(有償旅客)				●		3年	2年	
		3輪			○			2年	2年	
	2輪	小型(特種2輪を含む)					●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					●	なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種※	普通・小型(2輪を除く)	○☆		○			2年	2年	キャンピング車等 ☆印:GVW8t以上
		普通・小型(有償旅客)			○			2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
貨物		GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等
		GVW8t未満			○			2年	1年	
		軽(有償旅客)				●		2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
大特※	貨物	GVW8t以上	○				2年	2年	ホイール・クレーン等	
		GVW8t未満			○		2年	2年	フォーク・リフト等	
		貨物	GVW8t以上	○	トレーラ			1年	1年	ストラルド・キャリヤ
	GVW8t未満				○		2年	1年	ポール・トレーラ	
	検査対象外軽自動車(2輪を除く)			○			なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車	

注 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印: 2年 ○印: 1年

2. GVW: 車両総重量

※ 積載量が指定されていて、物を運搬することが目的とされるために、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

別表3: 事業用自動車

別表6: 自家用乗用自動車

別表4: 被けん引自動車

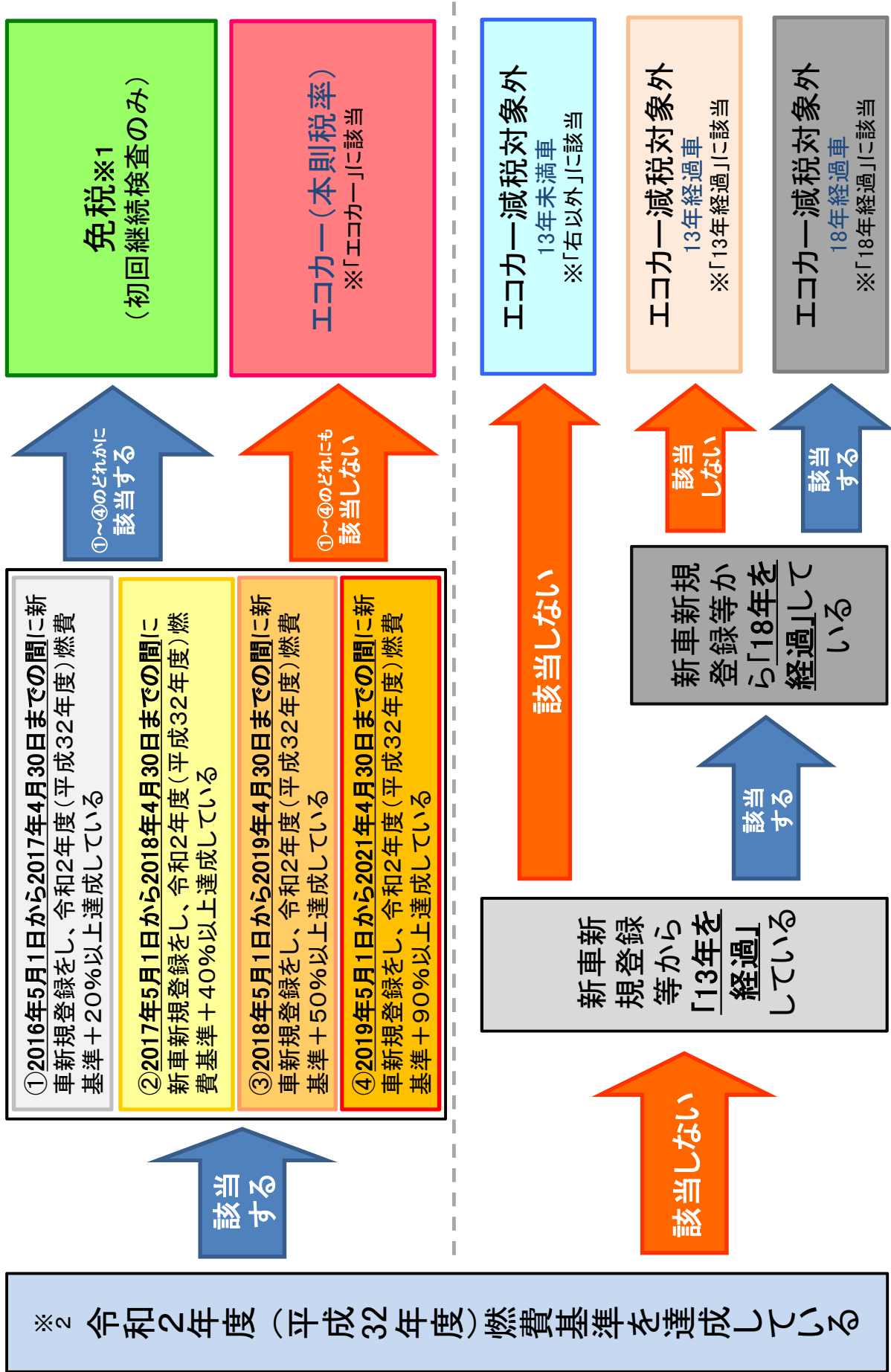
別表7: 二輪自動車

別表5: 自家用貨物自動車

別表1: 82日点検

平成31年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

○2019年5月1日から2021年4月30日までに乗用車の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



※1 新車新規登録時に免税だった車両でも、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査は本則税率の適用となります。
 ※2 平成22年度燃費基準50%達成車は、令和2年度(平成32年度)燃費基準達成車に読み替えができます。詳細は、中古車特例の概要をご覧ください。

重量税早見表

継続検査用

1 免税車の1回目の車検

- ①平成28年5月1日から平成29年4月30日までの間に新車新規登録をし、令和2年度(平成32年度)燃費基準+20%以上を達成している自動車
 - ②平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録をし、令和2年度(平成32年度)燃費基準+40%以上を達成している自動車
 - ③平成30年5月1日から平成31年4月30日までの間に新車新規登録をし、令和2年度(平成32年度)燃費基準+50%以上を達成している自動車
 - ④令和元年5月1日から令和3年4月30日までの間に新車新規登録をし、令和2年度(平成32年度)燃費基準+90%以上を達成している自動車
- ①~④のどれかに該当する自動車は初回継続検査等時は免税

2「本則」は令和2年度(平成32年度)燃費基準達成している車で上記に該当しないものの車検

3「暫定(通常)」は令和2年度(平成32年度)燃費基準達成している車以外の車齢13年未満の車に使用

(令和元年5月1日~)

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
~0.5T	50	82	114	126	~0.5T
~1.0T	100	164	228	252	~1.0T
~1.5T	150	246	342	378	~1.5T
~2.0T	200	328	456	504	~2.0T
~2.5T	250	410	570	630	~2.5T
~3.0T	300	492	684	756	~3.0T

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
~ 0.5T	25	26	27	28	~ 0.5T
~ 1.0T	50	52	54	56	~ 1.0T
~ 1.5T	75	78	81	84	~ 1.5T
~ 2.0T	100	104	108	112	~ 2.0T
~ 2.5T	125	130	135	140	~ 2.5T
~ 3.0T	150	156	162	168	~ 3.0T

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
~0.5T	25	41	57	63	~0.5T
~1.0T	50	82	114	126	~1.0T
~1.5T	75	123	171	189	~1.5T
~2.0T	100	164	228	252	~2.0T
~2.5T	125	205	285	315	~2.5T
~3.0T	150	246	342	378	~3.0T

(参考) 重量税計算ツール
 次回自動車重量税額照会サービス(ご利用可能時間 9:00~21:00)
<https://www.nextmvtv.mlit.go.jp/nextmvtv-web/>
 一般社団法人
 日本自動車整備振興会連合会 <http://naspa.jp/>

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
1年車検		19	23	25	1年車検
2年車検		38	46	50	2年車検

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
1年車検					1年車検
2年車検		30	32	34	2年車検

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
~1.0T	25	41	57	63	~1.0T
~2.0T	50	82	114	126	~2.0T

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
自家用	50	66	82	88	
事業用	50	52	54	56	

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
貨物のみ ~1.0T	25	33	41	44	~1.0T
貨物のみ ~2.0T	50	66	82	88	~2.0T
貨物のみ ~2.5T	75	99	123	132	~2.5T
~3.0T	75	123	171	189	~3.0T
~4.0T	100	164	228	252	~4.0T
~5.0T	125	205	285	315	~5.0T
~6.0T	150	246	342	378	~6.0T
~7.0T	175	287	399	441	~7.0T
~8.0T	200	328	456	504	~8.0T
~9.0T	225	369	513	567	~9.0T
~10.0T	250	410	570	630	~10.0T
~11.0T	275	451	627	693	~11.0T
~12.0T	300	492	684	756	~12.0T
~13.0T	325	533	741	819	~13.0T
~14.0T	350	574	798	882	~14.0T
~15.0T	375	615	855	945	~15.0T
~16.0T	400	656	912	1008	~16.0T
~17.0T	425	697	969	1071	~17.0T
~18.0T	450	738	1026	1134	~18.0T
~19.0T	475	779	1083	1197	~19.0T
~20.0T	500	820	1140	1260	~20.0T
~21.0T	525	861	1197	1323	~21.0T
~22.0T	550	902	1254	1386	~22.0T
~23.0T	575	943	1311	1449	~23.0T
~24.0T	600	984	1368	1512	~24.0T
~25.0T	625	1025	1425	1575	~25.0T
~40.0T	1000	1640	2280	2520	~40.0T

以下、貨物・乗合・特種

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
~ 1.0T	25	26	27	28	~ 1.0T
~ 2.0T	50	52	54	56	~ 2.0T
~ 3.0T	75	78	81	84	~ 3.0T
~ 4.0T	100	104	108	112	~ 4.0T
~ 5.0T	125	130	135	140	~ 5.0T
~ 6.0T	150	156	162	168	~ 6.0T
~ 7.0T	175	182	189	196	~ 7.0T
~ 8.0T	200	208	216	224	~ 8.0T
~ 9.0T	225	234	243	252	~ 9.0T
~10.0T	250	260	270	280	~10.0T
~11.0T	275	286	297	308	~11.0T
~12.0T	300	312	324	336	~12.0T
~13.0T	325	338	351	364	~13.0T
~14.0T	350	364	378	392	~14.0T
~15.0T	375	390	405	420	~15.0T
~16.0T	400	416	432	448	~16.0T
~17.0T	425	442	459	476	~17.0T
~18.0T	450	468	486	504	~18.0T
~19.0T	475	494	513	532	~19.0T
~20.0T	500	520	540	560	~20.0T
~21.0T	525	546	567	588	~21.0T
~22.0T	550	572	594	616	~22.0T
~23.0T	575	598	621	644	~23.0T
~24.0T	600	624	648	672	~24.0T
~25.0T	625	650	675	700	~25.0T
~40.0T	1000	1040	1080	1120	~40.0T

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
2年車検					2年車検
~1.0T	50	82	114	126	~1.0T
~2.0T	100	164	228	252	~2.0T
~3.0T	150	246	342	378	~3.0T
~8.0T	400	656	912	1008	~8.0T
~20.0T	1000	1640	2280	2520	~20.0T

		百円			
	本則 エコカー	暫定 (通常)	13年 経過	18年 経過	
2年車検					2年車検
~1.0T	50	52	54	56	~1.0T
~2.0T	100	104	108	112	~2.0T
~3.0T	150	156	162	168	~3.0T
~8.0T	400	416	432	448	~8.0T
~20.0T	1000	1040	1080	1120	~20.0T

13年・18年経過車早見表

自動車検査証更新年月		登録自動車・小型二輪				軽自動車	
年	月	18年経過		13年経過		18年経過	13年経過
令和1年	5月	平成13年	6月以前	平成18年	6月以前	平成12年以前	平成17年以前
	6月	"	7月以前	"	7月以前		
	7月	"	8月以前	"	8月以前		
	8月	"	9月以前	"	9月以前		
	9月	"	10月以前	"	10月以前		
	10月	"	11月以前	"	11月以前		
	11月	"	12月以前	"	12月以前		
	12月	平成14年	1月以前	平成19年	1月以前		
令和2年	1月	"	2月以前	"	2月以前	平成14年以前	平成19年以前
	2月	"	3月以前	"	3月以前		
	3月	"	4月以前	"	4月以前		
	4月	"	5月以前	"	5月以前		
	5月	"	6月以前	"	6月以前		
	6月	"	7月以前	"	7月以前		
	7月	"	8月以前	"	8月以前		
	8月	"	9月以前	"	9月以前		
	9月	"	10月以前	"	10月以前		
	10月	"	11月以前	"	11月以前		
	11月	"	12月以前	"	12月以前		
	12月	平成15年	1月以前	平成20年	1月以前		
令和3年	1月	"	2月以前	"	2月以前	平成15年以前	平成20年以前
	2月	"	3月以前	"	3月以前		
	3月	"	4月以前	"	4月以前		
	4月	"	5月以前	"	5月以前		
	5月	"	6月以前	"	6月以前		
	6月	"	7月以前	"	7月以前		
	7月	"	8月以前	"	8月以前		
	8月	"	9月以前	"	9月以前		
	9月	"	10月以前	"	10月以前		
	10月	"	11月以前	"	11月以前		
	11月	"	12月以前	"	12月以前		
	12月	平成16年	1月以前	平成21年	1月以前		
令和4年	1月	"	2月以前	"	2月以前	平成15年以前	平成20年以前
	2月	"	3月以前	"	3月以前		
	3月	"	4月以前	"	4月以前		
	4月	"	5月以前	"	5月以前		
	5月	"	6月以前	"	6月以前		
	6月	"	7月以前	"	7月以前		
	7月	"	8月以前	"	8月以前		
	8月	"	9月以前	"	9月以前		
	9月	"	10月以前	"	10月以前		
	10月	"	11月以前	"	11月以前		
	11月	"	12月以前	"	12月以前		

※ 登録自動車及び小型二輪は、初度登録(検査)年月から18年(13年)経過する月の1日以降に受ける検査から適用
検査対象軽自動車は初度検査年から18年(13年)経過した年の12月1日以降に受けた検査から適用

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

② 次回自動車重量税額照会サービス

③ 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご覧下さい。

④ <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

⑤ 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご覧下さい。

⑥ 「照会画面へ」をクリック。

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
(ご利用可能時間 9:00～21:00)

照会画面へ

⑦ 重量税額が表示されます。

- 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日である自動車重量税額照会サービスをご利用ください。

車台番号 (全桁)	NHW20
検査予定日	2018/04/30
有効期間年数	2年

● 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
● 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

自動車重量税額 (円) **7** 15,000

戻る

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期してはいますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



④ 車台番号を入力します。
(アルファベットは半角・大文字で入力してください。)

⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。

⑥ 「照会」をクリック。

1. 車台番号 (全桁)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

④ NHW20 (半角)

○ 車台番号に英数字が含まれる場合

▼ [] (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) (任意)

⑤ 2018/04/30 カレンダー

照会



北海道運輸局

国土交通省

北海道 運輸支局 組織のご案内

●札幌運輸支局

〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目

- 電話 ○ 総務企画担当 011-731-7166
 ○ 輸送・監査担当 011-731-7167
 ○ 検査整備保安担当 011-731-7168
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2001
 FAX ○ 総務企画、輸送・監査 011-712-2405
 ○ 検査整備保安、登録 011-712-2406

●函館運輸支局

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

- 電話 ○ 総務企画担当 0138-49-8862
 ○ 輸送・監査担当 0138-49-8863
 ○ 検査整備保安担当 0138-49-8864
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2002
 FAX 0138-49-1042

●旭川運輸支局 本庁舎

〒070-0902 旭川市春光町10番地

- 電話 ○ 総務企画担当 0166-51-5271
 ○ 輸送・監査担当 0166-51-5272
 ○ 検査整備保安担当 0166-51-5363
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2003
 FAX ○ 総務企画、輸送・監査 0166-54-4755
 ○ 検査整備保安、登録 0166-51-5273

●室蘭運輸支局 本庁舎

〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号

- 電話 ○ 総務企画担当 0143-44-3011
 ○ 輸送・監査担当 0143-44-3012
 ○ 検査整備保安担当 0143-44-3013
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2004
 FAX 0143-44-4019

●釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

- 電話 ○ 総務企画担当 0154-51-2522
 ○ 輸送・監査担当 0154-51-2514
 ○ 検査整備保安担当 0154-51-2523
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2005
 FAX ○ 総務企画、海事関係 0154-51-0124
 ○ 輸送・監査、検査整備保安、登録 0154-51-6523

●帯広運輸支局

〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8番4号

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0155-33-3286
 ○ 検査整備保安担当 0155-33-3282
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2006
 FAX 0155-36-2669

●北見運輸支局

〒090-0836 北見市東三輪3丁目23番地2

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0157-24-7631
 ○ 検査整備保安担当 0157-24-7633
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2007
 FAX 0157-61-8248

☆について

音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。

・検査申請のお問い合わせ「02181」

・車の登録手続きのお問い合わせ「037」

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

○整備工場の不正等に関する情報

○不正改造車、迷惑黒煙に関する情報

〔登録番号(札幌000な0000等、平仮名まで全て)、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡をお願いします。〕

○未認証行為に関する情報

〔場所、工場名、分解整備の内容、分解整備を行ったと思われる車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

○保安基準に関するお問い合わせ

○リコールに関する情報

○基準緩和、試作車、ユーザー車検について

○運送事業者の大型車のスピードリミッター改変に関する情報

〔高速道路の場所(登り坂か下り坂か)、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8989 千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎第3号館
TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1640

北海道運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

●自動車技術安全部

- 電話 ○ 管理課 011-290-2751
 ○ 整備・保安課 011-290-2752
 ○ 技術課 011-290-2753
 ○ 保安・環境調整官 011-290-2754

【FAX】011-290-2705

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

自動車登録手続き等に関する事務

自動車の整備事業の指導監督に関する事務

自動車の検査に関する事務

運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務

＜問い合わせ先一覧＞

平成31年4月1日現在

(社名五十音順)

会社名	住所	担当部署	電話
ア ウ デ イ ジ ャ パ ン 株	東京都品川区北品川4-7-35 御殿山トラストタワー16F	オーディオ・コミュニケーションセンター 9:00～19:00(年中無休)	0120-598-106
い す ゞ 自 動 車 株	東京都品川区南大井6-26-1 大森ベルポートA館	お客様相談センター 月～金 9:00～17:00 (除く所定の休日)	0120-119-113
F C A ジ ャ パ ン 株	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル	ジーブ コールセンター 9:00～21:00(年中無休)	0120-712-812
G L M 株	京都府京都市左京区吉田本町 京都大学VBL	GLMコールセンター 9:00～18:00 (土日祝日を除く)	0774-39-8822
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株	東京都品川区北品川6-7-20 ガーデンシティ北品川御殿山9階	お客様相談室 9:00～17:00 (土日祝日を除く)	0120-922-772
ス ズ キ 株	静岡県浜松市南区高塚町300	お客様相談室 9:00～12:00/13:00～17:00	0120-402-253
ダ イ ハ ツ 工 業 株	大阪府池田市ダイハツ町1-1	ダイハツお客様コールセンター 平 日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00	0800-500-0182
テスラモーターズジャパン合同会社	東京都港区南青山2-23-8	お客様相談センター 平 日 11:00～19:00 土・日・祝日 10:00～18:00	03-6890-7700
ト ヨ タ 自 動 車 株	名古屋市中村区名駅4丁目7番1号	トヨタ自動車 お客様相談センター 9:00～18:00(365日年中無休)	0800-700-7700
		レクサスインフォメーションデスク 9:00～18:00(365日年中無休)	0800-500-5577
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	神奈川県川崎市幸区戸手2-5-7	ニコル・グループお客様相談室 10:00～17:00(土日祝日、GW、夏期、年末年始 休業日を除く)	0120-699-250
日 産 自 動 車 株	神奈川県横浜市西区高島1-1-1	お客さま相談室 9:00～17:00(12/31～1/2を除く)	0120-315-232
		BMW カスタマー・インタラクティブ・センター 平 日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00	0120-269-437
ビ ー ・ エ ム ・ ダ ブ リ ュ ー 株	東京都千代田区丸の内 1-9-2 グラントウキョウサウスタワー	MINI カスタマー・インタラクティブ・センター 平 日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00	0120-329-814
		BMW i カスタマー・インタラクティブ・センター 9:00～20:00	0120-201-438
日 野 自 動 車 株	東京都日野市日野台3-1-1	お客様相談窓口 9:00～12:00/13:00～17:00	0120-106-558
フォルクスワーゲングループジャパン株	愛知県豊橋市明海5番地の10	フォルクスワーゲン カスタマーセンター (年中無休 24時間受け付け)	0120-993-199
富 士 重 工 業 株	東京都渋谷区恵比寿1-20-8	SUBARUお客様センター 平 日 9:00～17:00 土・日・祝日 9:00～12:00 13:00～17:00	0120-05-2215
		ブジョー コール (9:00-19:00 年中無休)	0120-840-240
ブジョー・シトロエン・ジャポン株	東京都渋谷区東3-16-3 エフ・ニッセイ恵比寿ビル	シトロエン コール (9:00-19:00 年中無休)	0120-55-4106
ポ ル シ ェ ジ ャ パ ン 株	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー29階	カスタマー・ケア・センター 月～金 9:00～18:00	0120-846-911
ポ ル ボ ・ カ ー ・ ジ ャ パ ン 株	東京都港区芝公園2-6-3 芝公園フロントタワー	お客様相談室 平日のみ 9:00～17:00	0120-922-662
本 田 技 研 工 業 株	埼玉県和光市本町8-1	お客様相談センター 9:00～12:00/13:00～17:00	イフレアイオ 0120-112010
マ ツ ダ	広島県安芸郡府中町新地3-1	マツダコールセンター 平 日 9:00～17:00 土・日・祝日 9:00～12:00 13:00～17:00	0120-386-919 (携帯電話からセブ利用 になれます)
三 菱 自 動 車 工 業 株	東京都港区芝5-33-8	お客様相談センター 平 日 9:00～17:00 土 ・ 日 9:00～12:00 土 ・ 日 13:00～17:00	0120-324-860
三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株	神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2	お客様相談センター 月～金 9:00～12:00/13:00～17:00 (所定の休日を除く)	0120-324-230
		メルセデス・コール 9:30～12:00、13:00～17:30 (所定の休業日を除く)	0120-190-610
メ ル セ デ ス ・ ベ ン ツ 日 本 株	東京都品川区東品川4-12-4 品川シーサイドパークタワー	スマートコール 9:30～12:00/13:00～17:30 (土・日・祝日を除く)	0120-656-256
U D ト ラ ッ ク ス 株	埼玉県上尾市大字壺丁目1番地	お客様相談室 月～金 9:00～12:00/13:00～17:00 (会社休業日を除く)	0120-67-2301
U D ト ラ ッ ク ス 株 (ポ ル ボ ト ラ ッ ク)	埼玉県上尾市大字壺丁目1番地	ポルボ・トラック・ジャパン営業管理担当 9:00～18:00	048-615-8190
ル ノ ー ・ ジ ャ ポ ン 株	神奈川県横浜市西区高島1-1-1	ルノー・コール 9:00～18:00(年中無休)	0120-676-365

平成29年1月1日現在

団体名	住所	担当部署	電話
<国内メーカー> 一般社団法人 日本自動車工業会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 16・17階	業務統括部	03-5405-6132
<海外メーカー> 日本自動車輸入組合	東京都港区芝3-1-15 芝ポトビル 5階	会員業務部	03-5765-6812
<販売店(登録車)> 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 15階	法務部	03-5733-3110
<販売店(軽自動車)> 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 11階	総務部	03-5472-7861
<中古車> 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会	東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	企画部	03-5333-5881
<整備> 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会	東京都港区六本木6-10-1 森タワー 17階	事業部	03-3404-6143

国土交通省以外のお問い合わせ先等

北海道立消費生活センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟
相談専用 050-7505-0999

公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2-3 日比谷国際ビル18階
フリーダイヤル 0120-028-222